

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	内容	回答	
			第1	1	(1)	ア	(ア)				a
1	入札説明書	1	第1						入札説明書の定義	「実施方針等に関する質問・回答」とは、平成20年10月7日に公表された「実施方針等に関する質問・回答」及び平成21年8月28日に公表された「実施方針（一部変更）等に関する質問・回答」の両者を指すのでしょうか。	その理解で結構です。ただし、両方で重複する内容がある場合は、平成21年8月28日に公表した回答が優先します。
2	入札説明書	3	第2	4	(6)				市等の業務範囲	財団法人豊橋文化振興財団が実施する業務がありますが、当該財団の責めに帰すべき事由は、貴市の責めに帰すべき事由との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
3	入札説明書	3	第2	4	(6)				市等の業務範囲	「次の業務は、市または財団法人豊橋文化振興財団が別途実施する」とありますが、実施者はいつ頃決定される予定でしょうか。	今後具体的に検討します。
4	入札説明書	3	第2	5					事業期間	第2の5「事業期間」の記載にて、開館準備期間は設計・建設期間に含まれていますが、一方、第2の4「業務区分」(P4)においては、開館準備業務は運営補助業務に入っております。よって、施設の引渡しを平成25年1月31日としていただき、開館準備業務は施設引渡し後として頂くことは可能との理解で宜しいでしょうか。	開館準備業務は運営補助業務に含まれていますが、設計・建設業務と並行して実施していただきます。入札説明書に記載のとおり、施設引渡し前に開館準備業務を行ってください。
5	入札説明書	3	第2	7	(6)				利用者利便施設及び設備に係る収入	利用者利便施設は自動販売機が必須で、事業者提案となっておりますが、規模や内容等の要望はありますでしょうか。	特に規模・内容について要望はありません。本施設利用者のニーズ等を勘案し、利便性を高めるよう提案してください。
6	入札説明書	4	第3	2					選定のスケジュール	入札の日程は、平成22年2月1日となっておりますが、公告から入札迄の期間が短いと思われます。より良い提案をするためにも、入札日程の延期・変更は可能でしょうか。	原案どおりとします。
7	入札説明書	4	第3	2					選定のスケジュール	第2回目の質問は、応募グループとして提出すればよいと考えてよろしいでしょうか。その場合、質問及び回答の非公表を前提とした質問を提出することは可能でしょうか。	その理解で結構です。なお、質問については特に非公表とする明確な理由がない限り、公表します。
8	入札説明書	4	第3	2					選定のスケジュール	事業仮契約の締結は平成22年5月下旬と予定されていますが、基本協定書（案）第6条第1項では平成22年6月上旬を目途とされています。どちらが正しいのでしょうか。	平成22年5月下旬を予定しています。基本協定書（案）第6条第1項を「平成22年5月下旬を目途として」に修正します。
9	入札説明書	6	第3	3	(3)				応募者の参加資格要件	ア設計企業、イ工事監理企業、ウ建設企業、エ維持管理等企業のいずれかがS P C運営業務を行う場合、当該企業はア～エに記載された当該企業の参加資格要件を満たしていれば構わないと理解してよろしいでしょうか。また、当該企業は担当業務として、入札参加資格確認書類にア～エに示された業務に加え、「その他業務」と記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
10	入札説明書	6	第3	3	(3)				応募者の参加資格要件	オの企業がS P C運営業務を行う場合、当該企業は担当業務として入札参加資格確認書類に「その他業務」と記載すればよろしいでしょうか。	質問No.9に記載のとおり、ア～エのいずれかの企業がS P Cの運営業務を行う場合は「その他業務」は不要ですが、それ以外の場合は「その他業務」と記載してください。
11	入札説明書	6	第3	3	(3)	ア	(ウ)		設計企業	大・小合わせて700席以上である場合も設計実績として認められますか。	一つのホールの客席が700席以上であることとし、大・小を合わせることは認めません。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
12	入札説明書	6	第3	3	(3)	ア	(ウ)	設計企業	大ホールのみで700席以上が条件の場合、一社単独ではなく、設計企業体による設計実績であっても認められますか。	当該企業が設計企業体を代表する役割を担っている場合のみ認めることとします。なお、代表する役割とは、「協定書等で当該企業が代表者と定められていること」あるいは「企業体に対して最大の出資者であること」とします。なお、企業体の実績を用いる場合には、代表する役割を担っていたことを証明する協定書等の写しを添付してください。	
13	入札説明書	6	第3	3	(3)	ア	(ウ)	設計企業	共同企業体による設計実績も参加資格として申請してよろしいでしょうか。	質問No.12の回答をご覧ください。	
14	入札説明書	6	第3	3	(3)	イ	(ウ)	工事監理企業	大・小合わせて700席以上である工事監理場合も実績として認められますか。	一つのホールの客席が700席以上であることとし、大・小を合わせることは認めません。	
15	入札説明書	6	第3	3	(3)	イ	(ウ)	工事監理企業	大ホールのみで700席以上が条件の場合、一社単独ではなく、工事監理企業体による工事監理実績であっても認められますか。	当該企業が工事監理企業体を代表する役割を担っている場合のみ認めることとします。なお、代表する役割とは、「協定書等で当該企業が代表者と定められていること」あるいは「企業体に対して最大の出資者であること」とします。企業体の実績を用いる場合には、代表する役割を担っていたことを証明する書類（協定書等）の写しを添付してください。	
16	入札説明書	6	第3	3	(3)	イ	(I)	工事監理企業	「その他の設計企業については」とありますが、「その他の工事監理企業については」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。	
17	入札説明書	7	第3	3	(3)	オ	(ア)	上記ア、イ、ウまたはエに示す業務以外を担当する企業	本事業のため、新たに市の入札参加資格登録を申請（電子申請）する企業については、参加表明時において、必ずしも登録が完了していても構わないと理解してよろしいでしょうか。	参加資格要件として必須事項であるため、事前の登録が必要です。	
18	入札説明書	7	第3	3	(5)	ウ	(I)	建設企業	施工した実績について「入札公告から過去10年以内に～」とありますが、過去10年以内に竣工した物件の実績という理解でよろしいでしょうか。あるいは、過去10年以内に契約あるいは着工した物件の実績ということでしょうか。	入札公告から過去10年以内（平成11年10月以降）に竣工した物件の実績とします。	
19	入札説明書	8	第3	3	(5)			構成企業等の変更	実施方針での質疑回答で、業務の一部を第三者に再委託することが提案で決まっている場合、「協力企業」では無く「再委託先」とするとなっていますが、参加表明書により参加の意思を示した後、「協力企業」で申請した企業を「再委託先」に、また「再委託先」で申請した企業を「協力企業」に変更することは可能でしょうか。	参加表明時に提出する様式2-2には、「再委託先」の記載は求めています。また、参加表明書により参加の意思を表明した後に、応募者の構成企業または協力企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除き、認める場合があります。	
20	入札説明書	8	第3	3	(5)			構成企業等の変更	「特別目的会社の代表企業」とありますが、「応募者の代表企業」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。	
21	入札説明書	11	第4	1	(2)	イ		入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成	入札参加資格に関する各様式について、実施方針の質疑回答で示された「再委託先」についても、作成するとの認識でよろしいでしょうか。	再委託先については、作成する必要はありません。	

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
22	入札説明書	13	第3	4	(4)	ウ	(カ)	b	契約保証金	「相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる」とありますが、事業契約書24条2項(2)の工事履行保証契約及び同条3項の担保の提供も当該納付に代替できるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
23	入札説明書	13	第3	4	(4)	ウ	(カ)	b	契約保証金	「サービス対価A-1及びA-2(・・・略・・・)の合計額から割賦金利相当額を控除した額の100分の10以上」とありますが、当該合計額には消費税及び地方消費税を含まれないと理解してよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税を含みます。
24	入札説明書	13	第3	4	(4)	ウ	(カ)	b	契約保証金	「サービス対価A-1及びA-2(改定された場合には当該改定された金額)・・・」とありますが、契約保証金若しくは履行保証保険等は、事業契約締結時に納付若しくは付保等するものと考えます。「改定された場合」とはどのような場合でしょうか。	「改定された場合」とは、事業契約締結後に、契約変更によりサービス購入費A-1及びA-2の金額が増減額された場合を想定しています。
25	入札説明書	14	第3	5	(1)				ヒアリングの実施	総合審査の過程でヒアリングを実施するとありますが、形式としては審査委員会から質問等を受けると考えてよろしいでしょうか。また、こちらから提案内容について補足説明等をすることは可能でしょうか。	プレゼンテーション及び質疑応答を想定しています。詳細は別途通知します。
26	入札説明書	15	第3	6	(2)	イ			構成企業の出資比率	「構成企業の出資比率の合計は、全体の100分の50を超えるものとする。」とありますが、例えば、SPCから直接業務を受託しないものが、出資のみを行うことも可能との理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。出資のみ行なう企業は、構成企業として様式2-2に記載してください。また、入札説明書P5(2)構成企業及び協力企業の制限に該当しない者である必要があります。
27	入札説明書	15	第3	6	(3)				事業契約の締結	「SPCは、事業契約締結までに事業契約書に記載の契約保証金の納付等を行い、」とありますが、事業契約約款第24条1項1号に記載の通り、契約保証金の納付日は事業契約の締結日という理解でよろしいでしょうか。また、同条2項による方法で免除を受ける場合及び同条3項に基づき担保の提供を行う場合の期日の指定はありますでしょうか。	前段については、その理解で結構です。後段については、事業契約の締結日を期日とします。
28	入札説明書	15	第3	6	(3)	ウ			事業契約の締結	市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合、本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものがありますが、同費用は市の負担としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
29	入札説明書	15	第3	6	(4)				その他	本事業以外での事由により、落札者の構成企業または協力企業が、3(2)に該当する場合、または3(3)に定める資格要件を欠くに至り、基本協定や事業契約を締結しない場合には、違約金等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。 また、このような場合、契約保証金および履行保証保険金は返還されるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、その理解で結構です。ただし、入札行為に要した経費を請求する場合があります。後段については、契約保証金及び履行保証保険金は、事業契約書第24条に基づいて納付するため、事業契約が締結されなかった場合には未納付の状態であるものと想定されます。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
30	入札説明書	16	第4	1	(1)	ア			事業の継続が困難となった場合の措置	修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるとありますが、事業契約書(案)52頁の別紙7 サービス購入費の減額の基準と方法にある、改善勧告と同義との理解で宜しいでしょうか。事業契約書(案)28頁の第62条では、特段の催告することなく、本契約の全部を解除することができますとあります。修復勧告に該当する事業契約書の条文をお示しください。	前段については、その理解で結構です。 後段については、事業契約書(案)第62条第1項各号は、そもそも改善勧告を行う以前の問題として特段の催告なく解除することができる状態について定めたものです。なお、入札説明書P16の「修復勧告」は、「改善勧告」に修正します。
31	入札説明書	17							別紙	維持管理期間において、貴市が付保する保険の記載がありますが、事業者は、この記載部分のリスクは負わず、保険等によるリスク回避をする必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、事業者提案として類似の保険を付保することを妨げるものではありません。
32	その他									1グループのみの入札の場合入札は成立いたしますでしょうか？	成立します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
1	要求水準書	5	第1	2	(4)				事業体系	【表：想定事業】育成事業の芸術鑑賞事業の事業例に、古典芸能の公演とありますが、想定されている講演内容をご教示ください。(例：能・歌舞伎・落語等)	能、歌舞伎、文楽等が想定されますが、具体的な公演内容について決定しているものではありません。
2	要求水準書	5	第1	2	(5)				事業実施体制	舞台芸術に関する専門家を配置する時期は、何時頃を想定されているのでしょうか。また、現時点で専門家は選定されているのでしょうか。	今後検討します。
3	要求水準書	9	第1	2	(8)					総合文化学習センター基本計画策定段階とは計画内容も変更されているため、市が現在想定されている本施設の主要諸室（主ホール、アートスペース、創造活動室A～G、研修室等）の想定稼働率をご教示頂けませんでしょうか。	現在のところ、具体的な稼働率については想定していません。
4	要求水準書	9	第1	2	(9)				管理運営に係る業務の分担	豊橋市における指定管理者の業務範囲がわかる委託契約細目等がありましたら、お示しください。	本市には共通の指定管理業務範囲を示したものではありません。
5	要求水準書	10	第2	3	(10)	イ	(1)		開館時間	「市または指定管理者が必要と認めた場合には、これを超えて利用することも可能とする。」とありますが、開館時間の延長については、市、指定管理者及び事業者間で協議の上決定するとの理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
6	要求水準書	13	第1	4	(2)	ア～ウ			基準等	“各種基準等の最新版を参考とすること”とありますが、仕様について、コスト的、及びメンテナンス性を考慮して事業者が提案するという解釈でよろしいでしょうか。もし守るべきラインがありましたら、お示しください。	その理解で結構ですが、安全性が担保されるよう十分に検証した上で提案してください。
7	要求水準書	15	第2	1	(1)	ア			測量調査	土地区画整理事業により、官民境界確認は完了し、地積は確定しているものと考えてよろしいでしょうか。	官民境界は平成21年度に確認、確定測量は平成22年度に実施します。
8	要求水準書	15	第2	1	(1)	ウ			騒音・振動調査	提案の検討のため、入札までの期間に現地で騒音を調査させて頂くことは可能でしょうか。可能な場合は、必要な手続等をご教示願います。	具体的な調査内容・日時・場所等を市と協議の上、また、調査に関する費用等は事業者の負担とすることを前提に調査を行うことは可能とします。必要な手続きについては調査内容等について申請を受けた時点で判断をします。
9	要求水準書	15	第2	1	(2)	イ			本施設の造成・整地等に関する設計	建設時の残土は敷地内処理とすることとありますが、敷地内造成レベルを総合的に勘案した場合に、全数量敷地内処理ができない場合は、場外適正処分としてよろしいですか。	全量敷地内処理が可能であると想定しています。
10	要求水準書	15	第2	1	(2)	ウ			設計図書の作成・提出	「C A Dデータの種類及び形式は、市の使用するものと互換性のあるものとする」とありますが、具体的な仕様（C A Dの種類、形式、バージョン等）をお示しください。	J W - C A D ver. 6.01を想定しています。
11	要求水準書	18	第2	1	(3)	イ			各種申請・協議等	建築確認申請の建築主は「市」だと考えてよろしいでしょうか。	建築主は事業者であり、確認申請は事業者の業務とします。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答	
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a				(a)
12	要求水準書	18	第2	1	(3)	ウ				鉄道事業者等との近接協議	豊橋鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)に対しては、既に貴市より、本PFI事業に関する事前協議を実施済みであり賛同を得ているとの理解で宜しいでしょうか。また、近接協議にあたっては、必要に応じて貴市の十分な協力を得ることができるとの理解で宜しいでしょうか。	区画整理事業に関しては、事前説明を行っています。提案により建設手法及び協議内容が確定するため、近接協議は事業者の業務としますが、必要とされる範囲で協力します。
13	要求水準書	18	第2	1	(3)	ウ				鉄道事業者等との近接協議	平成20年10月6日に公表された要求水準書(案)に関する質問・回答No.14には「市の事由によるものを除き」とありますが、基本的な敷地要件や、施設計画のうち要求水準から必然的な部分に関し、鉄道事業者から要請を受けるものは市の事由と理解してよろしいでしょうか。(事業者が鉄道事業者と協議を行えるのは事業契約締結以降とされます。)	事業者の業務とします。
14	要求水準書	19	第2	1	(3)	オ				舞台芸術等の専門家の意見徴収	舞台芸術等の専門家からの意見聴取とありますが、これは、要求水準書第1,2(5)事業実施体制に記載されている、配置される予定の専門家と同一という認識でよろしいでしょうか。	基本的には配置される専門家を前提としますが、施設整備に関しては多様な知識が必要とされるため、必要に応じて他の専門家からの意見聴取を行うことも考えています。
15	要求水準書	19	第2	1	(3)	オ				舞台芸術等の専門家の意見聴取	舞台芸術等の専門家からの意見を聴取し、市と内容につき協議することとありますが、専門家とは、p5(5)事業実施体制で配置予定の舞台芸術に関する専門家のことでしょうか。また、貴市が配置を予定されている舞台芸術の専門家及び事業実施体制をご提示ください。	質問No.2及び質問No.14の回答をご覧ください。
16	要求水準書	19	第2	1	(3)	カ				国庫補助金申請書類等作成補助	「暮らし・にぎわい再生事業補助金」制度による一括払い金と、分割払い金とを分けた支払を予定」とありますが、万一当該補助金制度が廃止され、想定された補助金の交付が受けられなくなったとしても、事業契約書案の別紙6の条件とあり、一括支払金は支払われると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
17	要求水準書	19	第2	2	(1)					整備対象施設の位置・敷地条件等	二次整備施設建設時の施設へのアプローチ方法についてご指示下さい。	二次整備施設を建設する場合においても、基本的に本施設へのアプローチ(地上レベル、ペDESTリアンデッキレベル)は活かすことが前提となりますので、その点を踏まえて提案してください。
18	要求水準書	20	第2	2	(2)	ア				周辺インフラ	建築計画を検討するにあたり、正確な敷地形状の分かる敷地図をご提示ください。(例：豊橋渥美都市計画事業豊橋東口駅南土地区画整理事業地区の計画図、敷地測量図、真北角度表記の図面等)	計画図、仮換地図は都心活性課にて閲覧可能です。
19	要求水準書	22	第2	3	(2)	ア				ゾーニング計画	二次整備施設の工事が可能なプランを添付することとありますが、図書館のプランを作成するのではなく、施設建設可能な1,000㎡の敷地を確保した計画を実施するという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
20	要求水準書	22	第2	3	(2)	ア				ゾーニング計画	敷地を分けないとは、利用上分けないということ、建築確認対象敷地として分けないということ、土地の筆を分けないということの3つの観点があります。「敷地を分けることなく」との記載は3つの観点の全てに該当すると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
21	要求水準書	22	第2	3	(2)	ア				ゾーニング計画	二次整備施設との本施設接続部分の形態、構造についての提案は、総合審査の評価項目としては挙げられていませんが、評価対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
22	要求水準書	22	第2	3	(2)	イ	(ア)			動線計画	人工地盤の計画に際して、既存のペDESTリアンデッキの一部を解体し接続することは可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準に示す性能を担保する限りにおいて、ペDESTリアンデッキの一部を解体し接続することは可能です。ただし、ペDESTリアンデッキの構造上の安全性および利用者の安全性について検証してください。
23	要求水準書	23 67	第2 第6	4 1	(3) (2)					近隣への影響対策 近隣説明会	近隣への影響対策は「『豊橋市中高層建築物指導要綱』を原則とする」とありますが、同要綱中の「近隣関係者」（建築物高さの2倍の水平距離の範囲内の土地建物の所有者、居住者及び電波障害の影響を著しく受ける者）と、「近隣説明会」の対象である近隣住民とは別と理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
24	要求水準書	24	第2	4	(4)	ウ				騒音振動対策	敷地内の騒音振動測定データをご提示ください。	データはありません。
25	要求水準書	24	第2	4	(5)					サイン計画	施設外誘導サインの設置範囲について、駅周辺公共駐車場棟の位置及び周辺道路の設置範囲をご提示ください。	安全生活課にて駐車場マップを配布しています。範囲は提案によります。
26	要求水準書	24	第2	4	(5)	オ				施設外誘導サイン	施設外誘導や周辺の主要道路の各所にも誘導サインを設置することとありますが、提案の幅がありすぎると思われます。道路管理者関係機関との協議によっては、設置できないこともあると思われます。施設外誘導サインについては、事業範囲外としていただけないでしょうか？	事業者の業務とします。
27	要求水準書	24	第2	4	(5)	オ				施設外誘導サイン	「絵になるまち豊橋サインデザインマニュアル」をお示しくください。	追加資料をご覧ください。
28	要求水準書	25	第2	4	(5)	カ				その他	必要に応じて各サインの予備を用意しておくこととありますが、事業者が必要であると判断したサインを用意するという認識でよろしいでしょうか。	事前に市に必要なサインの予備について確認の上、サインを用意してください。
29	要求水準書	25	第2	5	(1)	ア				主ホールエリア	主ホールの利用頻度の想定があればご教示ください。	現在のところ、特に利用頻度について想定はありません。
30	要求水準書	25	第2	5	(1)	ア				主ホールエリア	主ホールは、演劇等の舞台芸術を主体としたホールであり、本格的なクラシックコンサート等に要求される性能は不要との理解で宜しいでしょうか。	基本的にはその理解で結構ですが、主ホールの要求水準を担保した上で、音楽利用を想定した提案を妨げるものではありません。
31	要求水準書	25	第2	5	(1)	ア				主ホールエリア	主ホールは、客席数700席以上800席未満とありますが、700席以上を収容する規模のイベントを年に何回程度実施予定であるか想定回数をご教示下さい。	質問No.29の回答をご覧ください。
32	要求水準書	27	第2	5	(2)					二次整備ゾーン	本施設整備時における公開空地については、恒久的施設と同等水準の整備とすべきかご教示願います。	その理解で結構です。ただし、二次整備が実施される場合には、工事が可能な計画としてください。
33	要求水準書	28	第2	5	(4)					利用者用駐輪場	利用者用駐輪場は有料・無料のどちらを想定されていますか。ご教示ください。	無料を想定しています。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
34	要求水準書	29	第2	5	(6)	ケ			建物周辺等	区画整理事業で歩道整備を実施しておりますが、整備に関する詳細図面等がありましたら公表して下さい。	都心活性化課にて閲覧可能です。
35	要求水準書	34	第2	6	(1)	エ			舞台音響設備	現メディア（CD、MD、DVD等）に替わって新しいメディアが一般的になった場合、これに対応する機器の更新は、要求水準の変更として別途協議して頂けると考えてよろしいでしょうか。	内容に応じて市と事業者にて別途協議を予定しています。ただし、要求水準の変更となるかどうかについては、協議内容を踏まえた上で判断します。
36	要求水準書	38	第2	6	(2)	キ			一般設備	光熱水費の管理上、個別計量が必要な室があればご教示ください。	想定していません。
37	要求水準書	38	第2	6	(2)	コ			一般設備	防災拠点としての機能は不要と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
38	要求水準書	40	第2	6	(2)	ク	(1)		携帯電話設備	「全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう配慮すること。」とありますが、「全キャリア」とはNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社と考えてよいですか。 民間事業者の業務は機器設置スペースと配線ルート確保までで、システムや機器設置・配線布設などは対象外と理解してよろしいですか。	ご指摘の三社に加えて、ウィルコム、イーモバイル社等も含まれます。また、開館時点で新たに全国に事業を展開する携帯電話事業者がある場合は、それらも含まれます。 システムや機器設置・配線敷設及びそれに伴う各キャリアとの連絡・調整、は事業者の業務となります。また、開館後に全国に事業展開する携帯電話事業者が現れた場合にも対応できる提案が望ましいと考えます。ただし、開館時点で撤退あるいはサービスの停止を公表しているキャリアについては対象に含みません。
39	要求水準書	40	第2	6	(2)	ク	(1)		携帯電話設備	前項で、機器設置含めて全てが民間事業者の業務範囲の場合、「全機種」の具体的対象をご教示ください。(movi等も含まれますか) 「施設内」には、バック部分（維持管理事務室等）も含まれますか。	質問No.38の回答のとおり、開館時点で全国に事業を展開する携帯電話事業者の全てのキャリアとします。含みます。また、開館後に全国に事業展開する携帯電話事業者が現れた場合にも対応できる提案が望ましいと考えます。ただし、開館時点で撤退あるいはサービスの停止を公表しているキャリアについては対象に含みません。
40	要求水準書	40	第2	6	(3)	ク	(ア)		電話設備	建物内各諸室に配管配線工事を行い電話設備を設置することとありますが、各諸室とは、別紙13の室名ごとに設けるとの理解でよろしいでしょうか。また、別紙13に連絡設備等の記載がない場合でも、設置するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
41	要求水準書	41	第2	6	(3)	ク	(ケ)		情報通信設備	本施設の各エリア、各諸室にローカルエリアネットワークを設けることとありますが、別紙13の室名ごとに設けるとの理解でよろしいでしょうか。また、別紙13に連絡設備等の記載がない場合でも、設置するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
42	要求水準書	41	第2	6	(3)	ク	(ケ)		情報通信設備	本施設の各エリア、各諸室に設けるローカルエリアネットワークの配管配線工事の工事範囲は、配線まででしょうか、あるいは、モジュージャックの設置まででしょうか。	モジュージャックの設置までとします。
43	要求水準書	41	第2	6	(3)	ク	(ケ)		情報通信設備	無線LANの導入にも対応できるようにすることとありますが、各諸室ごとに対応させる必要がありますでしょうか。ある程度、エリアや主要な諸室で利用できれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
44	要求水準書	41	第2	6	(3)	ク	(ク)		情報(時刻)表示設備	要求水準書本文には「エントランスまたは交流スクエアに(中略)表示設備(映像・音響設備)を設置すること」とありますが、別紙13諸室整理票には、映像・音響設備や情報発信設備はC-2交流スクエアに設けるとあります。表示設備(映像・音響設備)は交流スクエアに設けると考えてよろしいでしょうか。	主に交流スクエアで利用する際に、無理なく、また適切な状態で利用できる位置に設けられることを想定しています。電源やコネクタ類が上記の基準を満たす近隣諸室(エントランス等)に設けられていれば、必ずしも「交流スクエア内」である必要はありません。
45	要求水準書	42	第2	6	(3)	コ			テレビ電波障害解消設備	建物引渡後新たに発生する電波障害に関するリスクは市のリスクとの理解でよろしいでしょうか?	その理解で結構です。
46	要求水準書	43	第2	6	(5)				衛生設備	厨房・簡易厨房等はないと考えてよろしいですか。	その理解で結構です。ただし、利用者の利便性を勘案し、設置を提案することは可能です。
47	要求水準書	43	第2	6	(5)	ア	(イ)		排水設備	雨水流出抑制の規定があればご教示ください。	特に定めはありませんが、雨水再利用を基本とし、公開空地及び駐車場においては浸透性のある資材の利用に努めてください。
48	要求水準書	43	第2	6	(5)	ア	(イ)		排水設備	排水放流規制があればご教示ください。	提案によりレストラン等を設置する場合は除外施設の設置が必要となります。
49	要求水準書	48	第3	4	(1)	イ				市の完工確認後に開館準備業務を行うこととされていますが、開館準備に並行して外構工事を行う提案は可能でしょうか。可能な場合、開館準備期間前に完工検査・完成検査等を行うとする事業契約書案の条項は見直していただけますでしょうか。	開館準備業務及び本施設の引渡しに影響がないことを前提として、開館準備業務と並行して外構工事を行なう提案は可能です。要求水準書及び事業契約書(案)の関連部分を修正します。
50	要求水準書	48	第3	4	(1)	イ			市の完工確認等	「備品等の搬入は市による本施設の完工確認後、開館準備業務と並行して実施(工事と並行して搬入する必要があるものを除く)すること。」とありますが、事業契約書(案)では、備品等の搬入時期については、特に規定されておりません。よって、建設・工事監理業務に含まれる舞台備品整備及び一般備品整備を完了した後で、市による完工確認を実施して頂き、開館準備期間の開始日(平成25年2月1日)の前日に本施設を引き渡すスケジュールとすることは可能との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問No.47の回答をご覧ください。
51	要求水準書	50	第3	5	(4)				登記	表示登記は、引渡し後に行えばよく、引渡し時に登記が完了している必要はない(登記簿謄本は必要ない)と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
52	要求水準書	52	第4	1	(5)				本施設の開館日数等	現時点で想定している開館日数及び開館時間をご教示ください。(清掃員配置に大きく影響するため)	要求水準書P10をご覧ください。
53	要求水準書	54	第4	1	(10)	キ			維持管理業務に関する費用の負担	費用負担をする衛生消耗品の種類について、清掃で使用する洗剤や資機材以外を具体的にお示しください。	基本的には、清掃で使用する洗剤や資機材を想定していますが、要求水準に示す業務を実施する上で必要な資機材を提案してください。
54	要求水準書	54	第4	1	(10)	キ			維持管理業務に関する費用の負担	「維持管理業務に必要な消耗品、衛生消耗品・・・全て事業者の負担とする。」とありますが、適切なコスト算出のため、想定利用者数や想定利用率をご教示願います。想定利用率よりも利用者が著しく増加した場合は、想定外の事態として対価の増額を協議させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	利用者数等については、質問No.29の回答をご覧ください。原則として利用者増による対価の増額は想定していません。ただし、市の事情により利用形態を変更した場合など、維持管理業務に著しい影響があることが明白である場合には、市と事業者との協議を予定しています。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答	
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a				(a)
55	要求水準書	57	第4	4	(3)	ア				舞台設備にかかる定期点検は頻度等イベントの稼働等日常的な運営に密接に関わってくるため、運営主体となる市または指定管理者にて対応されることが運用上適切であると考えられます。 舞台設備保守管理業務は運営業務とともに市または指定管理者の業務としていただけないでしょうか。	定期点検は、利用頻度によって実施回数変動するものではないため、事業者が実施するものとします。	
56	要求水準書	57	第4	4	(3)	イ	(ア)			市または指定管理者の業務範囲は、貸し出し返却時の数量の確認、各設備の不具合のないことの確認（使用者の起因による破損）を含みますか。その場合の修理費用の負担先をご教示ください。	貸し出し返却時の数量の確認や各設備の不具合のないことの確認は、市または指定管理者の業務範囲に含まれます。 使用者の起因による破損や、市または指定管理者の起因による破損の場合の修理費用は、原則として各破損の起因者による負担となりますが（市または指定管理者の加入する保険での負担も含む）、各設備や備品の故障等による不具合や十分な予防保全が行われていないことに起因する不具合は維持管理責任者である事業者の負担となります。	
57	要求水準書	58	第4	5	(2)					市が直接調達するフルコンサートピアノ及びセミコンサートピアノの点検が事業者業務範囲に入っておりますが、それぞれのメーカー、仕様をご開示ください。	ベーゼンドルファー等を想定していますが、グレードについては未定です。	
58	要求水準書	58	第4	5	(2)					市及び指定管理者が直接貸出する備品については、利用者による破損が経年劣化による破損かの判断は困難であり、事業者では対応しきれない場合があります。 以上より、これら貸出備品については、修繕・更新の対象から外して頂けないでしょうか。	修繕・更新の対象は要求水準書に記載のとおりとします。なお、疑義が生じる場合には、市は十分に状況を確認し、協議します。	
59	要求水準書	58	第4	5	(2)					市が調達するピアノはフルコンサートピアノとセミコンサートピアノとなっておりますが、アップライトピアノも調達して頂けないでしょうか。 またこれらの備品については、使用頻度が劣化・破損等に大きく影響し、事業者の負担想定が確定できません。このリスクをカバーするために、施設整備費を削って、多額の予備費を計上することにもなりかねません。 以上より、これらの備品は、市もしくは指定管理者が使用料を利用者から徴収することも想定される為、修繕・更新の対象から外して頂けないでしょうか。	市が調達するピアノの対象は要求水準書に記載のとおりとします。なお、フルコンサートピアノ及びセミコンサートピアノの修繕・更新は、事業者が行なう業務の対象外とします。	
60	要求水準書	58	第4	5	(3)	ア				点検により正常に機能しないことが明らかになった場合、第三者が故障させた場合は市が、その他は事業者が損傷リスクを負っているため、設備および備品における貸出返却時の故障の有無の判断は重要となってきます。備品等の貸出業務を指定管理者が実施するのであれば、これら点検業務も実施するのが通常と思われそうですが、点検の実施についての市の見解をお示しください。	質問No.56の回答をご覧ください。	
61	要求水準書	58	第4	5	(3)	ウ				備品台帳の作成・管理等	備品台帳および管理方式について、市が指定する備品管理方式等はあるのでしょうか。	特に定めはありません。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
62	要求水準書	58	第4	5	(3)	エ				破損等の取り扱い	破損の取り扱いについては、実施方針でのリスク分担表にも記載してあった通り、主催側の破損等については、第三者によるものとの認識でよろしいでしょうか。また、施設損傷リスクの中には、備品損傷リスクも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
63	要求水準書	58	第4	5	(3)					要求水準	スポットライトの電球については、その使用頻度により修繕・更新の想定が難しく、事業者の負担想定が確定できません。このリスクをカバーするために、施設整備費を削って、多額の予備費を計上することにもなりかねません。事業者への負担が大きくなります。これらの備品は、市もしくは指定管理者が使用料を利用者から徴収することも想定されることから、修繕・更新は市の負担とし、業務の対象から外して頂けないでしょうか。	原案どおりとします。
64	要求水準書	59	第4	7	(3)	イ	(ウ)			清掃業務	主ホール、アートスペース等について、年間の使用頻度、回数等想定がありましたらお示し願います。	質問No.29の回答をご覧ください。
65	要求水準書	60	第4	7	(3)	イ	(ウ)			業務実施方針	公演の間の簡易清掃は主催者が費用を負担すると考えてよろしいでしょうか。	事業者の業務とします。
66	要求水準書	61	第4	7	(3)	エ	(エ)			ゴミ処理業務	質問回答（平成20年10月7日付 要求水準（案）に関する質問・回答No.98、平成21年8月28日付 要求水準（案）に関する質問・回答No.69）により、事業系一般廃棄物及び事業系産業廃棄物の処理については事業範囲内であると解釈されます。事業者並びに維持管理担当企業は排出事業者にはなりませんが、実際に廃棄物処理をする下請業者が許可業者であれば、元請業者となる事業者（並びに維持管理担当企業）の許可の有無や契約形態の如何は問わないとの解釈でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
67	要求水準書	61	第4	7	(3)	エ	(エ)			ゴミ処理業務	「ゴミの施設内の収集・一時保管・搬出・処分を行うこと」とありますが、維持管理等企業が排出事業者となり廃棄物処理業者に処理を委託すると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
68	要求水準書	61	第4	7	(3)	エ	(エ)	a		個別業務の要求水準	市の同等施設での月間のゴミ排出量はどの程度出ているか。ご教示ください。	ゴミ排出量のデータはありません。
69	要求水準書	61	第4	7	(3)	エ	(エ)	b		要求水準	ゴミを収集し、適切に搬出・処分することとありますが、排出事業者が市となることから、事業者の業務は施設内の所定の場所まで搬出する業務であり、処分場への運搬等の処理を求めているものではないとの理解でよろしいでしょうか。	処分場への運搬等の処理は、事業者の業務範囲です。なお、質問No.67の回答もご覧ください。
70	要求水準書	63	第4	10	(3)	イ				水質管理業務の実施	要求水準書による水質管理業務については残留塩素の測定に限られているが、建築物衛生法に定める他の水質検査も実施する理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
71	要求水準書	64	第4	11	(1)					要求水準	修繕は修繕業務計画書に基づき実施し、大規模修繕を除外とありますが、大規模修繕の対象と時期は、事業契約書(案)3頁の用語の定義(24)に基づき、事業者の想定によるとの理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕の対象は、事業契約書（案）3頁の用語の定義(24)に基づきますが、事業者の想定で決まるものではなく、市と事業者で確認の上、確定するものとします。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答	
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a				(a)
72	要求水準書	65	第5	2						開館準備期間に施設内で行われるのは、施設運営職員の訓練等に限定されるため、施設は未使用のまま市に引き渡されることになり、事業者に不動産取得税は課税されないと理解してよろしいでしょうか。また、万一、課税された場合は市に追加費用を負担して頂けると考えてよろしいでしょうか。	愛知県に課税されない旨確認を行っています。	
73	要求水準書	65	第5	2						「開館準備期間中の光熱水費は建設工事費用として事業者の負担」とされておりますが、当該期間中に市又は指定管理者が、自らの目的のため自らの意思で、訓練等を施設内で行った場合、事業者から、当該訓練等に要した光熱水費を市又は指定管理者にその都度請求できると考えてよろしいでしょうか。	原則として、事業者による開館準備業務としての訓練等に限りません。	
74	要求水準書	65	第5	2			ア			訓練計画の内容である「施設の運営全般」とは具体的に何を指すのでしょうか。	施設の運営全般とは、施設設備（舞台機構を含む）の操作等を指します。	
75	要求水準書	65	第5	2			ウ			施設紹介DVD	当該DVDでの言語は日本語のみでよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
76	要求水準書	65	第5	2			リ			紹介DVD等の作成	本DVDはSPCから豊橋市に対するものなのか、豊橋市から施設利用者に対するものなのか紹介対象者はどちらになるのでしょうか？ 後者の場合には、本DVDは施設のコンセプトを加味して作成されるものであり、予約受付等にも利用されることから運営業務に深く関係する内容であると考えられます。維持管理業務とは内容の質の異なるものであるため、運営業務とともに市または指定管理者の業務としていただけないでしょうか。	豊橋市から施設利用者に対するものです。市又は指定管理者と協議して作成してください。
77	要求水準書	65	第5	2			ウ			紹介DVD等の作成	紹介DVD及びパンフレットは、主催者を対象とするか、利用者を対象とするかによって伝える内容が異なると思われるのですが、配布対象者は誰でしょうか。	主催者、利用者双方を対象としてください。
78	要求水準書	65	第5	3						設備の操作等定期的な技術研修業務	定期的な技術研修については、その開催頻度によってコストが大きく変わります。定期点検に合わせて年1回程度の開催の認識でよろしいでしょうか。 また、指定管理者は、豊橋文化振興財団を予定されていますが、指定管理者の更新頻度および財団の実施体制についてお示しください。	前段については、適切な内容、開催頻度を提案してください。 後段については、更新は5年（公募はしない予定）、実施体制は未定です。
79	要求水準書	66	第5	4			ア			利用者利便	自動販売機にかかる電気料金については、個別に使用料が分るの機器を設置するのではなく、使用料金を想定し、事業者が市に電気料金を支払うという方法でもよろしいでしょうか。	客観的に算出できるものであればその理解で結構です。
80	要求水準書	66	第5	4			ア	(ア)		利用者利便	公衆電話等利用者利便性を考え、事業者から提案するものも要求水準書の「…設置に必要なスペースは市が無償で貸付ける。」の当該設備に該当するという認識でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
81	要求水準書	66	第5	4			ア	(ア)		アルコール自販機設置	事業者の提案としてアルコール飲料の自販機を提案することは妨げないと理解しておりますがよろしいでしょうか？	アルコール飲料の自販機を提案することについては不可とします。なお、アルコール飲料の販売を提案する場合は、未成年者が購入できない販売方法としてください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答		
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a				(a)	
82	要求水準書	66	第5	5				(ア)			「市または指定管理者が実施する定期的な防災訓練の開催に協力し、」との記載から、本施設における防火管理者並びに防災管理者は、市もしくは指定管理者より選任されると解釈されますが、自衛消防組織における統括管理者や各班班長等についても市もしくは指定管理者が主体となって体制を構築されるという認識でよろしいのでしょうか？	その理解で結構です。	
83	要求水準書	67	第6	1	2						近隣説明会	平成20年10月7日に公表された要求水準書（案）に関する質問・回答No.133にて近隣説明会の対象範囲は「周辺校区」との回答でしたが、周辺とは具体的にどこの校区を指すのか、ご教示願います。	周辺校区とは松山校区ですが、校区自治会長と相談の上、説明会の範囲を決定します。
84	要求水準書	69	第7	11							更新	舞台幕地類とは具体的に要求備品一覧のどの品名を示しているのかご教示下さい。	定式幕及び紗幕が該当します。
85	要求水準書	69	第7	11							更新	要求備品のうち、金屏風および鳥の子屏風は金額が高く、また平台・開き足・箱馬・ヒナ段けこみ・化粧框は、使用頻度により劣化・破損等が大きく、事業者の負担想定が確定できません。これらの備品は、市もしくは指定管理者が使用料を利用者から徴収することも想定される為、修繕・更新の対象から外して頂けないでしょうか。	事業者の業務とします。
86	別紙3										敷地現況図	東側道路と歩道内とにある四角点線内に○が二つある記号の意味をご教示ください。	電線共同溝のマンホール及び蓋を表しています。
87	別紙3										敷地現況図	本敷地と線路との高低差及び取合状況の詳細、線路敷きの詳細をご提示ください。	施工高については豊橋鉄道株が施工したため、把握していません。
88	別紙13	13-4									多目的室	多目的室の所要室数及び面積をご提示ください。	多目的室は1室とし、面積は要求水準を満たす範囲で提案してください。
89	別紙13	13-6									舞台（主舞台・側舞台）	上手、下手とも仮設脇花道となっていますが、本花道は無くても良いという理解でよろしいですか。	仮設本花道が技術的に設置可能であるなら、提案することは可能です。
90	別紙13	13-9									観客用トイレ	女子トイレの便器数はホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たす便器数確保とありますが、洗面器数は考慮しなくてよろしいですか。また、男子トイレは、レベル2以上を満たす必要はないと考えてよろしいでしょうか。	洗面器数および男子トイレについては、レベル2以上を必須条件としませんが、これらは評価の対象となります。
91	別紙13	13-9									観客用トイレ	ベビーキャッチャー付ブースを適宜計画することとありますが、ベビーキャッチャーとはベビーキープのことでしょうか。ベビーシートとも読み取れます。ベビーキープであればオムツ替えの設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	ベビーキープ付ブースを適宜計画してください。ただし、オムツ替えの可能なベビーシートの設置についても提案してください。
92	別紙13	13-21									搬入口・荷捌き	遮音扉のNC値目標数値をご提示ください。	設置される部位や環境を十分に考慮した上で、適切な性能を備えた遮音扉を提案してください。
93	別紙13	13-21									搬入口・荷捌き	地流し・洗濯機置き場は室外設置可能でしょうか。また、洗濯機想定容量と乾燥機設置の有無、想定容量の条件をご提示下さい。	地流し・洗濯機置き場は室内とします。洗濯機は6kg以上の容量を想定してください。また、乾燥機の設置についても想定してください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
94	別紙13	13-27							搬入口・荷捌き	遮音扉のNC値目標数値をご提示ください。	設置される部位や環境を十分に考慮した上で、適切な性能を備えた遮音扉を提案してください。
95	別紙13	13-27							搬入口・荷捌き	地流し・洗濯機置き場は室外設置可能でしょうか。また、洗濯機想定容量と乾燥機設置の有無、想定容量の条件をご提示下さい。	地流し・洗濯機置き場は室内とします。洗濯機は6kg以上の容量を想定してください。また、乾燥機の設置も想定してください。
96	別紙13	13-27							搬入口・荷捌き	リフト位置は搬入口・荷捌きスペース内に設置ではなく、その附近に設置することも宜しいでしょうか。(廊下を経由しての搬出入)	大道具や楽器等の搬出入に支障のない動線を確保することができる場合に限り、リフトを搬入口・荷捌きスペース附近に設置することは可能です。
97	別紙13 別紙14								諸室整理票 要求備品一覧	平成21年8月28日に公表された「要求水準書(案)」に関する質問・回答において、No.88,98,102,104,107の回答で示されている参照No.は、それぞれNo.81,97,101,103,96の誤りでしょうか。	その理解で結構です。
98	別紙14									備品はリースで調達することは可能でしょうか。可能な場合、サービス対価の位置付け及び支払い条件をご教示願います。	別紙14に記載している備品について、リースで調達することは不可とします。ただし、提案として別紙14に記載していない備品を導入する際にはリース対応は可能です。
99	別紙14									本一覧に記載のない備品を事業者の提案により導入することは可能でしょうか。	様式集様式5-14に示すとおり、新たな導入の提案は可能です。
100	別紙14	14-3	備品						工具類一式(手持ち工具、電動工具)	使用されるのは創造活動室だと想定されますが、ワークショップ等を催すことは事業者の業務範囲ではありません。事業者側では、用途および使用頻度等が想定できず、数量の想定もできませんので、お示しください。	創造活動室の利用(市民利用等)ではなく、主ホール等で公演を行う際、外部から搬入された舞台装置等の輸送中の小規模な破損に対する修繕や、ホールの舞台備品等の利用の際にホールの職員としての(市または指定管理者の)舞台技術者が利用する道具としての工具類を想定しています。その想定を踏まえた上で提案してください。
101	別紙14	14-6							創造活動室A	創造活動室Aのピアノ運搬車は、アップライトピアノを運ぶための運搬車と考えてよろしいでしょうか。通常、ピアノ運搬車はグランドピアノを運ぶためのもので、アップライトピアノの場合、ピアノ運搬車は必要ないと思われませんが、いかがでしょうか。	アップライトピアノについても、交流スクエアから創造活動室など階の異なる可能性のある長距離を移動させる場合には運搬車を使用することが望ましいと考えています。
102										要求水準書本文、別紙13諸室整理票の「室名一覧」と同「諸室仕様」間で齟齬があった場合の優先順位をご教示願います。	「諸室仕様」を優先します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
落札者決定基準に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			大項目	中項目	小項目				
1	落札者決定基準	8	第3	2			総合審査	ヒアリングを実施予定とありますが、形式として審査員から提案内容について質疑を受けるという認識でよろしいでしょうか。またその場で、提案内容の補足説明等は可能でしょうか。	入札説明書に関する質問No.25の回答をご覧ください。
2	落札者決定基準	8	第3	2	(2)		提案内容の評価	評価方法は、各応募者間の相対評価ではなく、要求水準と比較してどれだけ優れているかを絶対評価するものと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
3	落札者決定基準	8	第3	2	(2)		提案内容の評価	表3「内容評価の採点基準」に「各評価はそれぞれ下位評価を前提とする」とありますが、「下位評価」とは何を示すのか具体的に教えてください。	上位の評価は下位の評価の条件を満たしていることを示しています。例えば、「B」と評価されるには、「B」の評価項目だけではなく「C」～「E」の評価条件を満たしていることが前提となります。
4	落札者決定基準	8	第3	2	(2)		提案内容の評価	採点基準表に、各評価はそれぞれ下位評価を前提とするがありますが、これは、個々の提案を絶対評価するのではなく、複数の提案を比較評価してそれぞれ評価を決定する（複数の提案が同じ評価にはならない）という意味でしょうか。評価基準を具体的に明示ください。	質問No.3の回答をご覧ください。
5	別表1	9	1	1-1	(1)		施設計画の基本方針及び全体配置	「個別施設」の定義（要求水準書で示されているゾーン、エリア、機能、諸室等との関係）をご教示願います。	「全体」に対する「個別」という趣旨で定義しています。個々の諸室全てが対象となります。
6	別表1	10	第3	2	(2)		別表1評価項目及び配点(7)設計及び施工計画	で挙げられる「施工監理」とは、工事監理企業が行う「工事監理」を指すのでしょうか。それとも施工企業が行う「施工管理」を指すのでしょうか。ご教示願います。	施工企業が行う「施工管理」を指します。「施工監理」を「施工管理」に修正します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
1	様式集	1					提出書類	より民間事業者の創意工夫を発揮するために、様式に定めのないいわゆる「付加価値」的な提案をする場合、様式以外の書類を提案書に追加することは可能と理解してよろしいでしょうか？	審査は指定する様式に記載のあった内容を対象に実施し、様式以外の書類は審査いたしません。付加価値的な提案については、指定する様式の範囲内で提案してください。
2	様式集	1					提出書類	提案の具体性をご説明するために、金融機関や外部関係者などからの関心表明書等を添付する場合、様式以外の書類を提案書に添付することは可能と理解してよろしいでしょうか？	様式に記載してある内容を証明する資料として添付することは構いません。ただし、添付資料には、構成企業及び協力企業の企業名を特定又は類推可能な記載は不可とします。なお、添付資料自体は、審査対象にはなりません。
3	様式集	1	様式5～7	各提案に関する提出書類			枠組等の体裁について	ご提示いただいた様式に則っていれば、余白や枠などを調整しても構わないでしょうか。また、枠外の枚数等の指示事項は削除してもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
4	様式集	1	様式5-1	設計図			字体について	図面中の室名等は極力大きくするものとして、文字の大きさは10ポイントを下回っても良いと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、極力大きい字とし、見やすいものとしてください。
5	様式集	2	様式5-1	設計図				提案内容をより正確に豊橋市や審査委員にご理解いただくため補足資料として例えば、模型等の提出もよろしいでしょうか。	市からの求めがない限り、模型等の提出は認めません。
6	様式集	2	様式5-1	設計図			日影図	測定面4mとは二次整備ゾーンの現況高さを含む敷地全体の平均地盤面からの高さで宜しいですか。また日影の測定日の指定がありませんが冬至と考えて宜しいでしょうか。日影計算に用いる緯度経度は敷地中央部あたりと考えて宜しいですか。指定があればご提示ください。	その理解で結構です。
7	様式集	2	様式5-1b	平面図			扉、窓等の位置	扉、窓等については、作図シンボルを配置してその位置が分かるようにすればよいと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
8	様式集	2	様式5-1b	平面図			各諸室の名称等	各諸室の名称、室番号及び部屋面積を記載することとありますが、室番号については要求水準書別紙13諸室整理票にある番号を記載するというでよろしいでしょうか。また、楽屋などのように複数の同じ室名の部屋を設ける場合も、同じ室番号を記載すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。複数の同じ室名の部屋を設ける場合には、番号の後ろに枝番をつけて識別できるように記載してください。
9	様式集	2	様式5-1b	平面図			各諸室の名称等	PS・DSなど要求水準書別紙13諸室整理票にない諸室の室番号については記載しなくて良いと考えてよろしいでしょうか。また室面積についても同様に考えてよろしいでしょうか。	PS・DSなどの室番号が定義されていない諸室は、名称のみとし番号は記載する必要はありません。室面積は室番号が定義されていなくても原則として全て記載するものとなりますが、PS・DSなど人が直接利用しない諸室については記載する必要はありません。
10	様式集	2	様式5-1b	平面図			各諸室の名称等	要求水準書別紙13諸室整理票の「D-10廊下、階段等」については、その趣旨から考えて室番号および面積を図中へは記載しなくて良いと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
11	様式集	2	様式5-1g	電気設備計画系統図			電気設備概要について	系統図だけではなく電気設備の概要についても本様式に記載すると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
12	様式集	2	様式5-1h	空調設備計画 系統図			空調設備概要について	系統図だけではなく空調設備の概要についても本様式に記載すると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
13	様式集	2	様式5-1i	給排水設備計画 系統図			給排水設備概要について	系統図だけではなく給排水設備の概要についても本様式に記載すると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
14	様式集	1	様式5-1j	日影図			記載事項について	各図面中に見易さを損なわない範囲で必要に応じて内容を補足する文章、図版等を挿入してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
15	様式集	2	様式5-1j	日影図			測定方法	日影図の作成は冬至と考えるとよろしいでしょうか。また、敷地に対する真北のなす角度、敷地の緯度経度をご教授下さい。	前段については、その理解で結構です。後段については、提示できるデータはありません。
16	様式集	2	様式5-1j	日影図			ペDESTリアン デッキ	敷地北西に位置するペDESTリアンデッキについては日影対象の建物に含まないものと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
17	様式集	2	様式5-1k	外観透視図			模型写真の使用について	外観透視図の一部、あるいは全ての代用として模型写真を用いることは可能でしょうか。	要求されている外観パースについては作成してください。なお、模型写真を提案書に用いることに制約はありません。
18	様式集	2	様式5-1l	内観透視図			模型写真の使用について	内観透視図の一部、あるいは全ての代用として模型写真を用いることは可能でしょうか。	要求されている内観パースについては作成してください。なお、模型写真を提案書に用いることに制約はありません。
19	様式集	3					様式全般	様式ごとに2枚以上作成する場合に、裏表印刷などの指定はありますでしょうか。	環境面を配慮し、原則として裏表印刷としてください。なお、A3版の様式でA4サイズに折り込む場合は、片面印刷としてください。
20	様式集	3	様式5~7					「簡易ファイル綴じ」とありますが、様式5-1、5-2~5-14、6、7をそれぞれ1ファイルとして4分冊として提出すればよいと考えてよろしいでしょうか。それとも様式5~7を1つのファイルに綴じるのでしょうか。	提案書類は下記に従って作成してください。 様式5-1(設計図)は、A3版の簡易ファイル(2穴)1冊に取りまとめる。 様式5-2~様式5-14、様式6-1~様式6-6、様式7-1~様式7-7fは、A4版の簡易ファイル(2穴)1冊に取りまとめる。この際、A3版の様式はA4サイズに折り込む。 上記及びのファイルの表紙には、応募者記号及び事業名を記載する。 インデックスを貼る等、見やすい書類としてください。
21	様式集	3	様式5~7					様式5-1の図面は、A3版のファイルに綴じるのでしょうか。それとも、A4版のファイルに折り込んで綴じるのでしょうか。	質問No.20の回答をご覧ください。
22	様式集	3	様式5~7					様式5~7において「企業名を特定又は類推可能な記載は不可」とされておりますが、応募者以外の企業(金融機関、保険会社、アドバイザー、支援企業、再委託先等)は、企業名を記載しても構わないと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。構成企業及び協力企業については、企業名を特定又は類推可能な記載は不可とします。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
23	様式集	3	様式5~7					様式5~7において「企業名を特定又は類推可能な記載は不可」とされておりますが、関心表明書の企業名は伏せる必要はないと理解してよろしいでしょうか。	関心表明書には、構成企業及び協力企業の名称は伏せてください。なお、金融機関等の企業名を記載することは可能です。
24	様式集	3			1	(5)	設計・建設に関する提案に関する提出書類	様式5-1の図面を綴じたファイルの表紙には指定の記載事項はないのでしょうか。	応募者記号及び事業名を記載してください。ただし、企業名を特定又は類推可能な記載は不可とします。
25	様式集	3	様式5-2~5-14	設計・建設に関する提案に関する提出書類			体裁について	A3版(横)の様式についてはA4版に折り込み、A4版で簡易綴じすることでよろしいでしょうか。	質問No.20の回答をご覧ください。
26	様式集	3	様式6-1~6-6	維持管理・運営補助に関する提案に関する提出書類			体裁について	A4版で簡易綴じすることでよろしいでしょうか。	質問No.20の回答をご覧ください。
27	様式集	3			1	(7)	事業計画に関する提案に関する提出書類	様式7-2の表題は、38頁に記載の通り、「事業計画に関する提案書(2)-組織体制及び事業実施方針等-」でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。なお、P3の記載の「組織体制等及び事業実施に際しての方針等」を、「組織体制及び事業実施方針等」に修正します。
28	様式集	4	様式7-1~7-7f	事業計画に関する提案に関する提出書類			体裁について	A3版(横)の様式についてはA4版に折り込み、A4版で簡易綴じすることでよろしいでしょうか。	質問No.20の回答をご覧ください。
29	様式集	4	1_(8)					提案書に使用する基準金利は、公表していただけますでしょうか。	提案者で確認してください。
30	様式集	4	1_(8)					提案書に使用する基準金利の決定日は1月10日が日曜日のため、前銀行営業日1月8日金曜日と考えてよろしいでしょうか。	「1月10日」を「1月8日」に修正します。
31	様式集	5~17	様式2~様式4	入札参加表明書他				様式2~4において、「代表者」は、市の入札参加資格者名簿登録者だと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
32	様式集	6	様式2-2	応募者の構成表				構成表には代表企業・構成企業・協力企業を記載する欄がありますが、再委託先については、適宜作成・追加するという理解でよろしいでしょうか。	再委託先については、記載不要です。
33	様式集	6	様式2-2	応募者の構成表				様式2-2「応募者の構成表」は、代表企業、構成企業、協力企業が各企業毎に1枚ずつ作成しても構わないでしょうか。	各企業ごとに作成することも認めますが、通し番号や企業記号の整合性などに留意し、漏れのないように留意してください。
34	様式集	6	様式2-2	応募者の構成表				同一の設計企業が設計業務及び工事監理業務を行う場合、主たる担当業務は、「設計業務、工事監理業務」と記載してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
35	様式集	6	様式2-3	委任状				様式2-3「委任状」は、構成企業及び協力企業が各企業毎に1枚ずつ作成しても構わないでしょうか。	質問No.33の回答をご覧ください。
36	様式集	7	様式2-3	委任状				構成表には代表企業・構成企業・協力企業を記載する欄がありますが、再委託先については、適宜作成・追加するという理解でよろしいでしょうか。	質問No.32の回答をご覧ください。
37	様式集	7	様式2-3	委任状			委任事項	SPC設立以前の契約とは、何を想定されていますでしょうか。	SPCが設立される前の段階における事業契約に関する協議を指します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
38	様式集	9	様式2-5	入札参加資格要件確認書				共同企業体による設計実績も参加資格として申請可能と考えてよろしいでしょうか。	当該企業が設計企業体を代表する役割を担っている場合のみ認めることとします。なお、代表する役割とは、「協定書等で当該企業が代表者と定められていること」あるいは「企業体に対して最大の出資者であること」とします。なお、企業体の実績を用いる場合には、代表する役割を担っていたことを証明する協定書等の写しを添付してください。
39	様式集	9	様式2-5	入札参加資格要件確認書（設計業務）				「一級建築士事務所登録を証明する証書の写し」は様式2-10と同様、本様式提出日から3か月以内に発行されたもの（写し可）」を添付すればよいと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
40	様式集	9	様式2-5～9	入札参加資格要件確認書				設計・工事監理・建設・維持管理・その他の各実績は1件でよろしいでしょうか。それとも複数件あげるのでしょうか。	入札参加資格を確認するための様式であるため、1件のみで結構です。
41	様式集	9～13	様式2-5～8	入札参加資格要件確認書				「再委託先」の企業についても、入札参加資格要件確認書を作成する必要はあるのでしょうか。	再委託先の企業については、入札参加資格要件は不要です。
42	様式集	11	様式2-7	入札参加資格要件確認書（建設業務）				「特定建設業許可を証明する証書の写し」は様式2-10と同様、本様式提出日から3か月以内に発行されたもの（写し可）」を添付すればよいと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
43	様式集	12	様式2-8	入札書			入札参加資格要件確認書（維持管理等業務）	担当業務を実施するために必要となる資格を有する者の所属人数の一覧表を添付することとありますが、所属人数の一覧表とは、業務ごとに求められる資格とその資格保有者数を会社ごとに示せばよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
44	様式集	14	様式2-10	入札参加資格審査の附属資料提出確認書				「支店等に委任事項がある場合については当該地に係るものを提出すること」とありますが、入札参加資格者名簿登録者が法人の代表取締役と異なる場合に、後者から前者に対する委任状を提出すればよいと理解してよろしいでしょうか。また、当該委任状が必要な場合、様式は任意のものでよろしいでしょうか。	支店で入札参加資格参加者名簿に登録されている場合は、代表取締役から支店への委任状提出は不要です。
45	様式集	14	様式2-10	入札参加資格審査の附属資料提出確認書			法人税納税証明書、消費税納税証明書	当該納税証明書は、直近1か年分（平成20年度分）を提出すればよろしいでしょうか。	直近2か年分（平成19年度及び平成20年度分）を提出してください。
46	様式集	14	様式2-10	入札参加資格審査の附属資料提出確認書			法人住民税納税証明書（直近2か年分）	当該納税証明書は、本社所在地のもの及び、支店等に委任事項のある場合については、支店所在地のもの2種類を提出すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
47	様式集	14	様式2-10	入札参加資格審査の附属資料提出確認書			法人住民税納税証明書（直近2か年分）	直近2か年分とは、平成19年度及び平成20年度分です。よろしいでしょうか。	その理解で結構です。
48	様式集	17	様式4-2	入札書				入札書は、封筒に入れて封をして提出するのでしょうか。	その理解で結構です。
49	様式集	18	様式5-2	建築概要			建築面積他	敷地北西に位置するペDESTリアンデッキについては建築面積、延べ面積等に含まないものと考えてよろしいでしょうか。	既存の建設物については、建築面積及び延床面積に含みません。
50	様式集	18	様式5-2	建築概要			枚数制限	本様式は、枚数適宜と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
51	様式集	18～44	様式5-2～7-6b				提案書全般	提案書の枠を外して記載してもよろしいでしょうか。	枠は外さずに記載してください。ただし、枠の位置は変更して構いません。
52	様式集	18～44	様式5-2～7-6b				提案書全般	様式の下部に記載されているページ番号は削除してもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
53	様式集	18～44	様式5-2～7-6b				提案書全般	枠外の 部分は削除してもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
54	様式集	19	様式5-3	仕上表			体裁について	仕上表については、A3 版（横）をA4版に折り込み簡易綴じすることでよろしいでしょうか。	質問No.20の回答をご覧ください。
55	様式集	19	様式5-3	仕上表			枚数制限	本様式は、枚数適宜と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
56	様式集	20	様式5-4	設計・建設に関する提案書(1)			施設計画の基本方針及び全体配置	「個別施設」の定義（要求水準書で示されているゾーン、エリア、機能、諸室等との関係）をご教示願います。	「全体」に対する「個別」という趣旨で定義しています。個々の諸室全てが対象となります。
57	様式集	20	様式5-4	入札書			設計・建設に関する提案書(1) - 施設計画の基本方針及び全体配置 -	本施設で想定されている運営とありますが、ここでいう運営とは、市又は指定管理者が行う施設運営を事業者側で想定するという理解でよろしいでしょうか。	ここでいう運営とは、要求水準書に記載している運営方針を指し、それに対する事業者側の配慮を記載してください。
58	様式集	26	様式5-10	設計・建設に関する提案書(7) - 設計及び施工計画 -			調査計画	で記入する「調査計画」とは、要求水準書15頁記載の「(1)調査業務」を指すと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
59	様式集	26	様式5-10	設計・建設に関する提案書(7) - 設計及び施工計画 -			施工監理・方法	で記入する「施工監理」とは、工事監理企業が行う「工事監理」を指すのでしょうか。それとも施工企業が行う「施工管理」を指すのでしょうか。ご教示願います。	「施工監理」を「施工管理」に修正します。
60	様式集	26	様式5-10	設計及び施工計画			工程計画	工程計画については、別途、A3 版（横）1 枚をA4版に折り込み様式5-10の後ろに添付することでよろしいでしょうか。	その理解で結構です。質問No.20の回答をご覧ください。
61	様式集	30	様式5-14	入札書			設計・建設に関する提案書(11) - 備品調達計画 -	当該様式への記載は、特に工夫・配慮した点を自由形式で記載したうえ、備品一覧表も合わせて作成するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
62	様式集	30	様式5-14	設計・建設に関する提案書(11) - 備品調達計画 -			カタログ等の写し	添付するカタログ等の写しはA4版と考えてよろしいでしょうか。	拡大・縮小するなどして、原則A4版としてください。A4版に収まらない場合はA3版とし、A4サイズに折り込むことも可能とします。
63	様式集	30	様式5-14	備品調達計画			体裁について	特に工夫・配慮した点について記した様式A4版1枚の後に、適宜枚数の備品の数量表を付け、その後に参考カタログ等をつけると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
64	様式集	39	様式7-3	事業計画に関する提案書(3) 資金調達計画			枚数制限	本様式の「2.資金調達の構成」は、A4版1枚以内と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
65	様式集	39	様式7-3	事業計画に関する提案書(3)	2			「出資金額」、「借入金額」及び「調達金額合計」の記載金額の単位は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	記載金額は円単位としてください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
66	様式集	43	様式7-6a	事業計画に関する提案書(6)				地元資材、地元事業者とありますが、「地元」を定義していただけますでしょうか。	地元資材の「地元」とは、東三河地域(5市3町1村)を指し、地元事業者の「地元」とは、豊橋市内を指します。
67	様式集	43	様式7-6a	事業計画に関する提案書(6)				地域経済への配慮とありますが、「地域」を定義していただけますでしょうか。	質問No.66の回答をご覧ください。
68	様式集	44	様式7-6b	市内事業者の企業数			書式及び枚数制限	本様式は、A4版1枚以内と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
69	様式集		様式7-7a	設計・建設費内訳書			各年度の記載費用	各年度の費用は、SPCと設計企業、建設企業及び工事監理企業間の支払い条件に従い、SPCに支払いが発生する時期に発生する費用を記載すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
70	様式集		様式7-7a	設計・建設費内訳表			建設業務に係る費用(内訳)	開館準備期間中の光熱水費は、「5.光熱水費」として費目を追加して計上すればよいでしょうか。	その理解で結構です。
71	様式集		様式7-7a	設計・建設費内訳表			設計・建設業務に係る付随費用	初期投資として認められる費用(印紙等の公租公課、弁護士費用、施設完成までのSPC運営費等)は、設計・建設業務に係る付随費用として計上すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
72	様式集		様式7-7a、b、c	サービス購入費A-1提案書・A-2提案書			SPC利益	様式7-7a及び7-7cは、割賦元本にSPC利益を含める指示となっているため、税務上、7-7bの一括支払施設整備費(サービス購入費A-1)が割賦の頭金とみなされる可能性があります。しかし、サービス購入費A-1には「設計・建設業務に係る付随費用及びSPC利益の30%」は含まれていないため、会計処理上SPCが赤字の場合でも税務処理上法人税が課税される懸念があります。サービス購入費A-1について利益配分をご考慮頂くか、若しくは、設計・建設業務に係るSPC利益を割賦元本に含めず、割賦金利と支払金利の差によって生じさせる提案をお認め頂けないでしょうか。	ご質問の趣旨を踏まえて、事業契約書(案)別紙6の「サービス購入費の支払い対象業務等」並びに様式7-7a及び様式7-7cの「SPC利益」を、「SPC運営費」に修正します。
73	様式集		様式7-7a	設計・建設費内訳表				様式7-7aにはSPC利益との記載があり、様式7-7dにはSPC利益に関する記載がありません。SPC利益の考え方については、事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.72の回答をご覧ください。
74	様式集		様式7-7d	サービス購入費B-1提案書				SPCの利益は、「その他」に「E SPC利益」として計上すればよいでしょうか。	質問No.72の回答をご覧ください。
75	様式集		様式7-7d	サービス購入費B-1提案書				維持管理期間は、引渡し日の翌日からとなっておりますが、本年8月の「実施方針に関する質問回答」NO.5に従い、開館準備期間中の施設の維持管理に要する費用は、「平成25年2~6月分」の維持管理業務の該当費目に計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
76	様式集		様式7-7d	サービス購入費B-1提案書			消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税は、各費目の合計額に対し、一律に税率を掛けた金額を記載すればよろしいでしょうか。それとも非課税の費用を対象から除外して計算した金額を記載するのでしょうか。	消費税及び地方消費税の欄には、各費目の合計額に対して、一律に消費税率を乗じた金額を記載してください。なお、非課税の費用については1.05で除した金額を当該費用の欄に記入し、その旨を算定根拠欄に記載してください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
77	様式集		様式7-7d	サービス購入費B-1提案書				平成25年2月～6月分のSPC運営費は、様式7-7d「サービス購入費B-1提案書」の「その他」「イ SPC運営費」に計上すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
78	様式集		様式7-7e	サービス購入費B-2提案書				脚注に各修繕の実施年度に提案金額を記載するとありますので、毎期の修繕金額は、SPCの支払ベースで記載し、年度ごとが変わるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。なお、事業契約書（案）に関する質問No.111の回答をご覧ください。
79	様式集		様式7-7e	サービス購入費B-2提案書				平成20年10月7日に公表された要求水準書（案）に関する質問・回答No.110に従い、ア～オの各保守管理業務の修繕に係る費用は、（様式7-7d）サービス購入費B-1提案書ではなく、（様式7-7e）サービス購入費B-2提案書に計上すると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。なお、経常的に発生する保守管理に係る費用は、サービス購入費B-1として計上してください。
80	様式集		様式7-7e	サービス購入費B-2提案書				ア～オの各保守管理業務の更新に係る費用は、（様式7-7d）サービス購入費B-1提案書ではなく、（様式7-7e）サービス購入費B-2提案書に計上すると理解してよろしいでしょうか。	質問No.79の回答をご覧ください。
81	様式集		様式7-7f	長期収支計画表				利用者利便のための業務に係る費用について、要求水準書には「光熱水費等、それを別に事業者が支払うことができなければ事業者と市が協議の上額を確定し、事業者が市に支払うものとする」とありますが、当該光熱水等は、想定で計上してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
82	様式集		様式7-7f	長期収支計画表				利用者利便のための業務に係る費用は、営業費用に計上するのでしょうか。それとも営業外費用に計上するのでしょうか。	提案に委ねます。
83	様式集		様式7-7f	長期収支計画表				脚注に「支払いまでのズレを考慮せず業務実施期に対応させること。」とあり、本来の長期収支計画と相違しますが、この条件で提案するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
基本協定書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所			項目名	内容	回答
			条	項	号			
1	基本協定書(案)	1	2	2		当事者の義務	発注者の意向を尊重するのは当然ではありますが、新たな費用発生等のない合理的範囲において尊重するものと理解してよろしいでしょうか。	サービス購入費には影響しない範囲において、市及び審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重してください。
2	基本協定書(案)	1	3	1		事業予定者の設立	「乙は、定款変更議案に賛成しないものとする。」とありますが、乙には協力企業も含まれるため、「乙のうち構成企業は」と修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。
3	基本協定書(案)	1	3	1		事業予定者の設立	「乙は、事業予定者の定款に...。」とありますが、乙には協力企業も含まれるため、「乙のうち構成企業は」と修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。
4	基本協定書(案)	1	3	3		事業予定者の設立	「代表企業及び構成企業は...。」とありますが、代表企業は構成企業の一員ですので、「代表企業」という文言は不要ではないでしょうか。	原案どおりとします。
5	基本協定書(案)	2	4			株式の譲渡等	乙には協力企業も含まれるため、「乙のうち構成企業は」と修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。
6	基本協定書(案)	2	5	1		業務の委託、請負	事業予定者について、本施設の運営補助業務を実施する企業は記載しないのでしょうか。	運営補助業務を実施する企業が、構成企業又は協力企業として本事業に参加する場合(様式2-2に記載する企業である場合)、「本施設の維持管理等業務を に、」の欄に、当該企業の名称を記載することになります。
7	基本協定書(案)	2	5	2		業務の委託、請負	各当事者と事業予定者との間で覚書を締結する主旨をご説明していただけますでしょうか。	様式2-2に記載された各構成企業又は協力企業が、当該様式に記載された担当業務を事業予定者から間違いなく受託又は請負うことを、市として確認する必要があるためです。
8	基本協定書(案)	2	6	1		事業契約	「本事業に係る事業契約の仮契約を、(中略)平成22年6月上旬を目途として、(中略)締結せしめるものとする」とありますが、入札説明書(4頁 第3 2 選定のスケジュール)では平成22年5月下旬と予定されています。どちらが正しいのでしょうか。	入札説明書に関する質問No.8の回答をご覧ください。
9	基本協定書(案)	2	6	1		事業契約	甲は株式会社設立の主体とならないため、「第3条で定める株式会社を設立のうえ、」は不要ではないでしょうか。	原案どおりとします。
10	基本協定書(案)	2	6	3		事業契約	本項第1号から第6号は本事業に係る事業契約についての場合であり、本件以外の事業に係るものではないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
11	基本協定書(案)	2	6	3		事業契約	乙のいずれかが次の各号所定のいずれかのときとありますが、本事業に関する場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、第6条第3項第(7)号については、「本事業に関する場合」に限りません。ただし、第10条に定める「第6条第3項各号所定のいずれかのとき」は、「本事業の入札手続に関する場合」に限りません。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
基本協定書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			条	項	号				
12	基本協定書(案)	2~3	6	3			事業契約を成立させないこととされるのは、「本事業につき」と限定して頂けないでしょうか。	原案どおりとします。	
13	基本協定書(案)	3	6	3	7		貴市の発注工事において、落札業者決定後に生じた指名停止措置によっては、契約締結が妨げられない運用かと存じます。落札後の指名停止措置の場合には、本号は適用されないとの理解で宜しいでしょうか？	指名停止措置の内容により市が判断します。	
14	基本協定書(案)	3	6	5			事業契約が成立しなかった場合、出資者保証書は、事業予定者に返還され、抗力を失うとの理解でよろしいでしょうか。	本協定の有効期間満了後は出資者保証書は効力を失います。提出された保証書の返還は予定しません。	
15	基本協定書(案)	4	10	1			当条項に定める違約金は、「本事業の入札手続きに関し」第6条第3項各号所定のいずれかのときの場合であり、本事業以外で第6条第3項各号所定のいずれのときには該当しないことを確認させて頂けないでしょうか。	その理解で結構です。第10条に定める違約金は、本事業以外で第6条第3項各号所定のいずれかのときには該当しません。	
16	基本協定書(案)	4	10				乙が違約金を連帯して負担するとの記載がありますが、本件のためだけにグループ組成した企業が他社の責任を連帯できるものではありません。当該当事者が負担するよう修正をお願いします。	原案どおりとします。	
17	基本協定書(案)	4	10				基本協定書(案)第10条事由により基本協定解除となった場合、事業者は、本条に定める違約金に加え事業契約第68条に定める損害賠償も負担することとなるのでしょうか。また、先に、事業契約書68条に従い違約金が支払われ、事業契約が解除された場合は、当該条項(基本協定書10条)は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第10条の違約金の支払義務者は、基本協定書(案)における乙であり、事業契約書(案)第68条の損害賠償義務者は、同契約書(案)における事業者であり、対象が異なります。それぞれの条項の要件に該当するかは個別に判断され、個別に適用されることとなります。事業契約が解除された場合は基本協定の条項の適用がなされないということにはなりません。	
18	基本協定書(案)	4	10				違約金及び賠償義務を「連帯」で負うとされておりますが、連帯ではなく帰責者が負うのが合理的ではないでしょうか。「連帯」を削除して頂きたく、ご検討願います。	原案どおりとします。	
19	基本協定書(案)	4	10				第10条につきまして、違約金の支払い義務が発生するのは、本事業の入札に関してのみ第6条第3項各号所定のいずれかのとき、との理解でよろしいでしょうか？支払義務を連帯して、とありますが、ご配慮願います。	質問No.15及び質問No.16の回答をご覧ください。	
20	基本協定書(案)	6					譲渡の場合の誓約書は別紙2と考えますが、株式質権設定等を行う場合の書式をご提示していただけますでしょうか。	基本的な誓約条項としては、譲渡人の義務は全て承継されますが、事案に応じて承諾の条件が異なることが考えられますので、現時点で一律の誓約書書式を提示することは差し控えます。「豊橋市所定の」という表現を「豊橋市の定める」に修正します。	

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
1	事業契約約款	1	1	1			定義	用語の並び順が五十音順になっていない部分がありますが、各号の順番を修正していただけますでしょうか。	原案どおりとします。
2	事業契約約款	1					前文	事業者は、基本協定書の当事者ではないため、「基本協定書第6条第1項の定めるところに従い、」という文言は不要と考えますが、削除をお願いできますでしょうか。	原案どおりとします。
3	事業契約約款	3	1	1		(24)	定義 「大規模修繕」	下記の各項目は大規模修繕にあたるかと考えてよろしいでしょうか。 ・主ホール内容席の 一斉張替え又は総取替え ・舞台床の張替え ・パトンの取替え ・パトンの主要部品の取替え ・ワイヤーの取替え	その理解で結構です。ただし、「パトンの主要部分」とは、滑車及びモーターを指します。
4	事業契約約款	4	1	1	1	(35)	入札書類	入札説明書1頁第1に「入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針等に関する質問・回答によるものとする」との記載があることから、「入札説明書等に記載がない事項に関する実施方針及び実施方針等に関する質問・回答」は入札書類と一体のものであり、事業契約上効力があると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、実施方針及び実施方針等に関する質問・回答等と入札書類等の間に齟齬がある場合には、作成の日付が後のものが優先するものとします。
5	事業契約約款	4	1	1		(38)	定義 「不可抗力」	「本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する」とありますが、本契約の締結後にその存在が判明し、追加的な費用が必要となった場合は、第21条第4項で定められている通り、市に負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。本事業用地にかかる土地の瑕疵及び埋蔵物の存在が、入札書類及び本施設の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、第21条第4項の定めに従います。
6	事業契約約款	5	2	2	2		目的及び解釈	実施方針、要求水準、入札説明書等に関する質疑回答の位置づけをご教示ください。	質問No.4の回答をご覧ください。
7	事業契約約款	6	2	5	2		事業場所	本条2項及び3項において、整備期間初日に貸し渡しがおこなわれる旨と善管注意義務の規定がございますが、善管注意義務については第20条2項に規定のとおり、本事業用地の使用を開始した日からその義務が生じるという理解でよろしいでしょうか。	善管注意義務は、整備期間の初日から生じます。なお、第20条第2項の「前項に定めるところに従って本事業用地の使用を開始した日」を「整備期間の初日」に修正します。
8	事業契約約款	6	2	5	2		事業場所	整備期間の初日において本事業用地が市から事業者に対して貸し渡されたものとみなすとはありますが、実質的には、貸し渡し日は市と事業者の協議により決定されるという理解でよろしいでしょうか。	貸し渡し日は、整備期間の初日です。
9	事業契約約款	6	2	5	2		事業場所	「整備期間の初日」とありますが、初日より本事業用地を管理するのは困難であるため、着工日又は協議し定めた時期等に修正をお願いします。	質問No.7及び質問No.8の回答をご覧ください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	内容	回答
			章	条	項	号				
10	事業契約約款	6	2	5	5		事業場所	地盤沈下その他本件工事の履行に支障を生じる事態が発生し、これに因って事業者に損害、損失又は費用が生じた場合とありますが、いわゆる土地の瑕疵により事業者に損害、損失又は費用が生じた場合には、市が当該損害、損失及び費用を負担するとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.5の回答をご覧ください。	
11	事業契約約款	6	2	5	5		事業場所	本事業用地について、本契約締結後に発覚した地盤沈下その他本件工事の履行に支障を生じる事態が発生した場合は貴市の負担でお願いできますでしょうか。	本事業用地について、本契約締結後に発覚した地盤沈下その他本件工事の履行に支障を生じる事態が発生した場合でも、事業者の責に帰すべき事由に因る損害、損失又は費用については、事業者の負担とします。	
12	事業契約約款	6	2	5			事業場所	「事業者に対し無償で貸し付ける」とありますが、行政財産の貸付や使用許可に係る契約等の手続きは不要と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
13	事業契約約款	7	2	8	1		許認可及び届出等	第4項の場合を除きとありますが、第4項ではなく第5項ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。	
14	事業契約約款	7	2	8	2		許認可及び届出等	「建築確認申請を行う場合」とありますが、建築の行政庁への届出に関して、計画通知も選択肢として想定されていますか。	想定していません。	
15	事業契約約款	8	2	9			市の監査への協力	貴市の監査に対する業務量をご提示いただけますでしょうか(費用を設定するため、具体的な費目のご提示をお願いします)。	市の監査としては、第55条及び第56条の定めにより市が事業者に対して行なうモニタリングのほか、地方自治法に基づき市が監査委員等から受ける監査、暮らし・にぎわい再生事業補助金の交付に伴い市が国等から受ける監査等への協力を想定しています。これにより事業者が生じる業務量を見込んでください。	
16	事業契約約款	8	3	10	5		本件工事に係る設計	「定期的に」とあるのは、どの程度の頻度ですか。	本件工事に係る設計の進捗状況に関する定期報告の頻度は、基本的には、事業者提案を参考として市と事業者との協議により決定する予定です。	
17	事業契約約款	9	3	12	3		基本設計の完了	市は提出書類等の提出後相当期間内において、事業者に対して基本設計の内容を確認した旨を通知するとありますが、具体的な日数をお示しいただけないでしょうか。また、その日数を超えたことに伴い遅延が発生した場合の合理的な増加費用等は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	「提出後相当期間」については、工期に支障を及ぼさない範囲を想定しており、具体的には市と事業者との協議により決定する予定です。なお、市の責めに帰すべき事由により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合には、第42条第1項の定めによります。	
18	事業契約約款	9	3	13	3		実施設計の完了	市は提出書類等の提出後相当期間内において、事業者に対して実施設計の内容を確認した旨を通知するとありますが、具体的な日数をお示しいただけないでしょうか。また、その日数を超えたことに伴い遅延が発生した場合の合理的な増加費用等は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	「提出後相当期間」については、工期に支障を及ぼさない範囲を想定しており、具体的には市と事業者との協議により決定する予定です。なお、市の責めに帰すべき事由により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合には、第42条第1項の定めによります。	

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
19	事業契約約款	9	3	14	1		設計の変更	事業者提案の範囲の逸脱の検討には、業務費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲を逸脱しない範囲であるか否かの判断にあたっては、市と事業者との協議により決定する予定です。なお、設計変更により市又は事業者において追加的な費用が発生したときの扱いは、第14条第3項の定めによります。
20	事業契約約款	10	3	14	3	(1) (4)	設計の変更	「負担の方法」とあるのは、負担割合を協議で決めるということではなく、支払方法についての協議であると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
21	事業契約約款	10	3	14	3		設計の変更	本条の他、第35条第3項、第37条第2項他に「第64条第1項ないし第3項の規定は、適用されない。」との文言がありますが、このなお書きの主旨をご説明していただけますでしょうか。	法令変更・不可抗力があった場合の対応として設計変更が行われた場合には、第14条第3項により費用負担を決めるものとし、第64条第1項ないし第3項の規定は、設計変更の場合には適用しないことを明記する趣旨です。他の規定も同様の趣旨です。
22	事業契約約款	11	3	14	6		設計の変更	それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるときは、市及び事業者は、第64条に定めるところに従うものとありますが、不可抗力に基づき設計変更をしなければならない状況が想定できません。市が想定されている不可抗力等に基づく変更事由をご教示ください。	例えば地震等の天災により本事業用地の一部が沈下し、当初の設計では計画していないスロープを設置する必要が生じた場合等が想定されます。
23	事業契約書(案)	11	4	18	1		施工計画	文中の「施行計画書等」は「施工計画書等」の表記誤りではないでしょうか？	ご指摘のとおり修正します。
24	事業契約約款	13	4	21	4		事前調査	事前調査では、客観的かつ合理的に推測できないこともありますので、工事期間内であっても本条の規定は適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。
25	事業契約約款	13	4	22	1		本件工事に伴う近隣対策	「近隣説明」では、近隣住民より事業全体に関わることも聞かれることが多々あります。貴市も立ち会っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
26	事業契約約款	13	4	22	2		本件工事に伴う近隣対策	ご近隣の方々に十分に説明することにより、工事の進捗を図る必要があります。工事は各法規制に則って進めますので「了解を得ること」ではなく、第1項と同じく「了解を得よう努めるものとする」との内容に変更して頂きたい、ご検討をお願い致します。	ご質問の趣旨を踏まえて、「本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得よう努めること」に修正します。
27	事業契約約款	13	4	22	2		本件工事に伴う近隣対策	近隣対策として本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ることとありますが、当該敷地や本事業に関係して、これまで近隣住民との間で工事作業時間等を協議または合意等はしていないとの理解でよろしいでしょうか。	作業時間については想定できないので、説明していません。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	内容	回答
			章	条	項	号				
28	事業契約約款	13	4	22	5			本件工事に伴う近隣対策	「了解が得られないことを明らかにした場合」ではなく、「誠意を持って、十分に説明した場合」との内容に変更して頂きたく、ご検討をお願い致します。変更されない場合、「了解が得られないことを明らかにした場合」とは、具体的にどのような方法で明らかにするのかご教示をお願いします。	原案どおりとします。なお、「近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合」については、市と協議して決定するものとします。
29	事業契約約款	13	4	22	5			本件工事に伴う近隣対策	事業者は、近隣対策の不調を理由として施工計画を変更することはできないとありますが、市が想定されている施工計画の内容、範囲を具体的にご教示ください。	施工計画の内容、範囲については、設計協議の中で決定します。
30	事業契約約款	14	4	24	1	(1)		契約保証金	「・・・サービス対価A-1及びA-2の合計額から割賦金利相当額を控除した金額相当額の総額の100分の10以上」とありますが、当該合計額には消費税及び地方消費税を含まれないと理解してよろしいでしょうか。	「サービス購入費A-1及びA-2の合計額から割賦金利相当額を控除した金額相当額」には、消費税及び地方消費税を含みます。
31	事業契約約款	14	4	24	1	(4)		契約保証金	契約保証金は契約履行を担保するものであり、瑕疵担保責任という異なる目的のために、引渡後も契約保証金を留保するのは合理性に疑義が生じます。瑕疵担保責任は法で定められており、法律上の責任を果たすのは企業責任として当然であります。資格審査を受けた応募者でありますので、本条項については削除を検討して頂きたくお願い致します。	ご質問の趣旨を踏まえて、第24条第1項第(4)号を削除します。
32	事業契約約款	14	4	24	1	(4)		契約保証金	引渡後、契約保証金を留保されるかどうかは事業者の経営上重要なことであり、入札時の資金計画も全く変わってきます。留保される場合の判断基準について、ご教示願います。	質問No.31の回答のとおり、第24条第1項第(4)号を削除します。
33	事業契約約款	14	4	24	2	(1)		契約保証金	保証期間が不明瞭であるため、「履行保証保険契約」を「整備期間の履行保証保険契約」と修正していただけますでしょうか。	原案どおりとします。なお、履行保証保険契約は整備期間を対象として締結してください。
34	事業契約約款	14	4	24	2	(1)		契約保証金	ここでいう、保証額は、「サービス購入費A-1及びA-2の合計額から割賦金利相当額を控除した金額相当額の総額の100分の10以上に相当する額」との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。なお、質問No.30の回答をご覧ください。
35	事業契約約款	15	4	25	2			備品等の搬入	市又は指定管理者若しくは財団法人豊橋市文化振興財団等が行う備品の搬入作業に事業者は「自己の費用負担において」協力するとありますが、事業者は、搬入作業、搬入時の施設の養生、搬入時の破損等補償を行わなければならないのでしょうか。市等が搬入する備品の量及び内容、事業者の協力範囲及びリスク分担をご教示願います。	市又は指定管理者若しくは財団法人豊橋市文化振興財団等が備品の搬入作業を行う場合、搬入作業、搬入時の施設の養生、又は搬入に伴う本施設の破損等の修復は、市の費用負担において実施します。事業者には、当該搬入作業に伴う管理スケジュールの調整その他搬入作業に伴い事業者の立会いが必要な場合の費用を負担していただくことを想定しています。なお、市としては事業者に過大な負担が生じないように計らうことを想定しています。また、搬入する備品として、コピー機やパソコンなどの電子機器、書棚、ロッカー等が想定されます。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
36	事業契約約款	16	4	28	1	(1)	事業者による完工検査等	完工検査等に含まれる「機器」、「器具」、「什器備品等」及び「備品等」の区分をご教示ください。	事業者による完工検査等の対象には、本件工事により事業者が整備又は設置するすべての機器・器具及び什器備品等を含みます。なお、市の事前の承諾を得たうえ、引渡予定日までに完工検査等を完了する備品等（本件工事と並行して搬入する必要があるものを除く。）の区分については、事業者提案に委ねるものとします。
37	事業契約約款	16	4	31			市による完工確認等	市の完工確認後、はじめて第34条における部分使用がなされるとの理解でよろしいのでしょうか。	その理解で結構です。第34条の定めにより市が行う部分使用は、第31条に定めにより市が行う本施設の完工確認後（開館準備期間の開始日以降）に行なうことを想定しています。なお、第34条の部分使用は、事業者が開館準備業務を行うにあたり市又は指定管理者の施設運営職員が本施設に立ち入る場合、及び第25条第2項の定めによる備品の搬入作業等を想定したものです。
38	事業契約約款	16	4	31			市による完工確認等	事業者による完工検査及び法令による完成検査が、開館準備開始日の相当期間前に終了している場合、市の完工確認は開館準備期間前に実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。なお、第31条の定めにより市が行う備品等の納品検査は、第28条の定めにより事業者が行なう備品等の完工検査等の終了後に実施します。
39	事業契約約款	17	4	32	3			・・・維持管理業務の遂行体制が整備されていることを確認するため、任意の方法により当該本施設の維持管理業務の遂行体制を確認するものとする。とありますが、具体的な方法についてお示し願います。	市は、事業者に対して、維持管理業務の遂行に必要な人員の確保状況や、必要な訓練・研修等の実施状況について照会し、要求水準書その他適用のある入札書類及び事業者提案に従っているか確認することを想定しています。
40	事業契約約款	17	4	34	1		部分使用	「本施設の全部」と記載がありますが、全部を使用することは部分使用ではなく、占有行為の開始として実質的な所有権移転に等しくなります。また、法令による建物完了検査前に全部を使用することは施工上不可能でありますので、「本施設の全部」については削除を検討して頂きたいお願い致します。	ご質問の趣旨を踏まえて、第34条第1項ないし第3項の「本施設の全部又は一部」を、「本施設の一部」に修正します。
41	事業契約約款	17	4	34	1		部分使用	「使用」とありますが、引渡し前の開館準備期間においては、市又は指定管理者が施設内で職員訓練等を行うことはあっても、プレイベント等、不特定多数の第三者が施設内に立ち入るケースはないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
42	事業契約約款	17	4	34			部分使用	貴市は引渡前に本施設を部分使用できることになっていますが、貴市のこの行為により不動産取得税がSPCに課された場合、貴市が当該費用を負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか（不動産取得税がSPCに課されるか否かという点について、未使用での貴市への移転が非課税の条件になると思われるため）。	第34条の部分使用は、事業者が開館準備業務を行うにあたり市又は指定管理者の施設運営職員が本施設に立ち入る場合、及び第25条第2項の定めによる備品の搬入作業等を想定したものです。当該部分使用については、地方税法第73条の2 第2項に規定される「最初の使用」にはあらず、事業者に不動産取得税は課税されないことを確認しています。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
43	事業契約約款	18	4	34	3		部分使用	「損害を及ぼしたとき」との記載がありますが、部分使用の結果、追加工事費用が発生した際は、損害とは別に市の負担として頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。
44	事業契約約款	18	4	35	2	(1) (2)	工事の一時停止	工事の停止による事業者が生じる損害や費用について、(1)(市の責めに帰すべき事由)では、「その負担の方法について」市との協議により定めませんが、(2)(事業者の責めに帰すべき事由)には「その負担の方法について」の記載がありません。(1)同様に、「その負担の方法について協議により定める」旨、加えて頂けないでしょうか。	原案どおりとします。 なお、第35条第2項各号に定めている「負担の方法」とは、市と事業者との負担割合ではなく、支払方法を意味しています。
45	事業契約約款	18	4	35			工事の一時停止	「本契約の期間終了日は変更されない」とありますが、工事の一時停止により引渡日が変更された場合のサービス対価のスケジュールは、どのようになりますでしょうか。	工事の一時停止により引渡日が変更された場合のサービス購入費のスケジュールは、個別具体的な状況に応じて対応が異なりますので、その時点で協議して決定します。
46	事業契約約款	19	4	36			工期の変更	工期が変更された場合のサービス対価のスケジュールは、どのようになりますでしょうか。	工期が変更された場合で、引渡日が変更されなかった場合、サービス購入費は当初のスケジュールどおり支払うことを予定しています。なお、引渡日が変更された場合、個別具体的な状況に応じて対応が異なりますので、その時点で協議して決定します。
47	事業契約約款	16	4	40			本施設の引渡し	本条では「引渡し予定日までに引渡しをおこなう」旨の規定がございます。よって、開館準備期間前に市の完工確認が完了している場合(質問No.38のスケジュール)には開業準備期間前であっても引渡しをおこなえるという理解でよろしいでしょうか。	開業準備期間前に本施設の引渡しを行なうことは認めません。引渡し予定日は基本的に平成25年4月30日としますが、若干の調整が可能な場合も想定され、最終的には市と事業者とで協議して決定することになります。
48	事業契約約款	20	4	40	1		本施設の引渡し	「引渡し予定日までに本施設を市に引渡し」とありますが、引渡し予定日(平成25年4月30日)よりも前に引き渡すことは認められるのでしょうか。	質問No.47の回答をご覧ください。
49	事業契約約款	21	4	42	2		引渡しの遅延	市の責めに帰すべからざる事由により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合、事業者が遅延損害金及び遅延損害金を超える損害、損失又は費用があるときは、それらを負担することとありますが、事業者の責めによる場合に限り、事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	市の責めに帰すべからざる事由により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合でも、不可抗力又は法令変更による場合は、第42条第3項の定めによります。
50	事業契約約款	21	4	42	2		引渡しの遅延	本項にある「施設整備に係る対価」とは、別紙6にあるサービス購入料A-1及びA-2のそれぞれに含まれるのみであるという理解でよろしいでしょうか。	第42条第2項及び第67条第4項各号における「施設整備に係る対価」とは、別紙6にあるサービス購入費A-1の及びA-2のを対象とします。
51	事業契約約款	21	4	42	2		引渡しの遅延	参考に、現在の、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合をご教示ください。	平成21年11月現在、3.6%です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
52	事業契約約款	21	4	42	4		引渡の遅延	「前項」とありますが、「第2項」ではないでしょうか。 ご指摘のとおり修正します。	
53	事業契約約款	22	5	44	2		本施設の維持管理等業務	開館準備期間においても、施設の維持管理は必要であり、本年8月の実施方針に関する質問回答NO.5に従い、維持管理業務の対価が支払われると理解してよろしいでしょうか。	
54	事業契約約款	22	5	44	4		本施設の維持管理等業務	「行政財産の貸付け」の手続きをご教示いただけますでしょうか。 市有財産使用許可申請手続きが必要です。豊橋市HPの豊橋市例規類集から閲覧できます。「例規類集データベース」「例規類集検索へ」「目次検索」第6類財務 第2章契約・財産「豊橋市財産管理規則」の「様式第1」を参照してください。	
55	事業契約約款	23	5	47	4		維持管理業務の遂行計画	本契約期間内（例えば5年後、10年後）に大規模修繕が必要になった場合は、市の負担にて実施するという理解でよろしいでしょうか。 5年後や10年後に大規模修繕が必要となることは想定していませんが、本契約に従い事業者が各業務を適切に実施しているにもかかわらず、大規模修繕が必要と市が判断した場合は、その理解で結構です。なお、第47条第4項に定める「供用開始日から5年後、10年後及び本契約の終了時の合計3回、大規模修繕計画を作成して市に提出する」は、5年後又は10年後に大規模修繕を行なうことを想定したのではなく、大規模修繕計画を時点修正することを意図したものです。	
56	事業契約約款	22	5	50	2		情報管理	貴市の定める情報セキュリティ関連規定とは具体的にどのようなものでしょうか。 市の方針は、国のガイドラインに準じたものです。情報セキュリティに関する市の考え方は、情報システム課ホームページをご覧ください。	
57	事業契約約款	22	5	50	2		情報管理	貴市の定める情報セキュリティ関連規定とはPFIで一般的に設立される社員のいないSPCに対しても適用できる規定でしょうか。 質問No.56の回答を参考として、事業者において判断してください。	
58	事業契約約款	22	5	51	3		本施設の修繕・更新	貴市の判断による修繕・更新ですので、「協議することができるとし、」ではなく、「協議するものとし、」と修正をお願いします。 原案どおりとします。	
59	事業契約約款	24	5	50	1		情報管理	「維持管理等業務の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いについて・・・」とありますが、当該業務内容を助案すると、個人情報に接する機会は稀ではないかと考えます。当該業務で個人情報に接するケースとして具体的にどのようなケースを想定しておられるのでしょうか。 想定はありませんが、あらゆるケースに対応できるように定めたものです。	
60	事業契約約款	24	5	51	2	(2)	本施設の修繕・更新	修繕・更新の実施に費用の支出が見込まれるものを実施する必要が生じた場合、業者見積りを添えて市へ提出のうえ、協議し、その協議に従うとありますが、協議が市と事業者の間で合意に至らない場合の取扱いをご教示ください。 合意に至るまで協議するものとします。	

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
61	事業契約約款	24	5	51	2	(3)	本施設の修繕・更新	修繕・更新が第三者の責めに帰すべき事由である場合は、一義的には市が負担すると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。
62	事業契約約款	25	5	53	2		損害の発生	「自己又は維持管理等業務従事者をして・・・保険に加入し又は加入させるもの」とありますが、維持管理等企業が当該保険に加入してもよいと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
63	事業契約約款	25	5	51	3		本施設の修繕・更新	市は、大規模修繕の実施に伴い維持管理等業務の一部の遂行を中止させることができ、60日以内の協議を経て、協議が整わない場合に合理的な金額を減額できるとありますが、いわゆる人件費等固定的にかかる費用は減額されないとの理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕業務の実施に伴い維持管理等業務の一部の遂行中止に伴う減額については、市と事業者との協議により決定する予定です。人件費等の固定的経費については一律に減額することは実務上困難であることは当然想定されますので、具体的な理由や根拠の提示に基づき、協議に応じることを予定しています。
64	事業契約約款	25		53	2,3		市民その他第三者の責めに帰すべき場合	市民その他第三者の責めに帰すべき場合、事業者は責任を負わないと同条第1項に規定されております。市民その他第三者の責めに帰すべき場合、第2項にある「前項に定める損害賠償に係る債務」について事業者は債務を負っていないという理解でよろしいですか？	その理解で結構です。
65	事業契約約款	26	5	54	3		非常時又は緊急時の対応等	例えば、運営者の誤操作により機器に不具合や故障が生じた場合等、事業者の責めに帰すべき事由でなく生じた費用や損害は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。
66	事業契約約款	26	5	54	3		非常時又は緊急時の対応等	発生した増加費用及び事業者が被った損害は、本契約に別段の定めがない限り、事業者が負担するとありますが、事業者の負担は、応急処置の範囲との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
67	事業契約書約款	26	5	54	3		非常時又は緊急時の対応等	第3項に「...本契約に別段の定めがない限り、」とありますが、「事業者の責めに帰す場合には、」と修正していただけないでしょうか？事業者の責めに帰すべき事由でなく発生した施設の不具合や故障等の対応については、市もしくは指定管理者の負担となるべきであると思料いたします。	原案どおりとします。なお、質問No.65をご覧ください。
68	事業契約約款	28	8	60	3		契約期間	「本施設の現状に復する」とは、設備・機器、備品等を撤去することで足り、修繕等の費用は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、要求水準書に定める「事業期間終了時の状態」が確保されていることが必要です。
69	事業契約書約款	28	8	61	1		市の事由による解除	市の事由により事業契約が解除された場合に事業者には損害が発生した場合には、当該損害は市にて負担する旨、追記をよろしくお願いいたします。	本契約が解除された場合の取扱いについては、第66条、第67条及び第68条の定めによります。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
70	事業契約約款	28	8	62			事業者の債務不履行等による解除	「特段の催告をすることなく」とありますがプロジェクトを履行するにあたり万一本項に該当する事項の発生が明らかになり、事業者と貴市とが協議を行なう場合においても特段の催告なく解除となる可能性が考えられるため、該当部分を「催告の上」に変更をお願いします。	原案どおりとします。
71	事業契約約款	29	8	62	1	(6)	事業者の債務不履行等による解除	事業者が当事者ではない基本協定について記載している理由をご教示いただけますでしょうか。	事業契約成立後に、本事業の入札手続に関し、事業者グループを構成する企業に基本協定書6条3項所定の事由があった場合、市は基本協定10条によって基本協定を解除できるとともに、事業契約も解除できることを定めたものです。
72	事業契約約款	29	8	63	2		市の債務不履行等による解除	念のための確認ですが、遅延損害金を支払えば無期限に解除できないことも考えられます。本条は第1項が優先されると理解してよろしいでしょうか。	第63条第2項は遅延損害金の支払、同条第1項は契約の解除とそれぞれ別のことを規定しています。第63条第1項の要件に該当すれば、事業者による契約の解除は可能です。
73	事業契約書約款	30	8	64	2		法令の変更及び不可抗力	法令が変更された場合に、法改正の公布から具体的変更内容が決定し施行されるまでの間に相当期間がかかる場合があります。法改正の具体的内容が決定していない場合には費用を算出することができませんので、「法令変更に伴う具体的内容が明示されてから合理的期間内に前項の協議が整わない場合、」と表現を修正していただけないでしょうか。	原案どおりとします。 なお、実際には、法令変更に伴う具体的変更内容が60日では判明しないことも想定され、そのような場合は協議の継続等、柔軟に対応します。
74	事業契約約款	30	8	65			特別措置等によるサービス購入費の減額	本条は減額のみではなく、増額に関しても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	本条は増額に関しては適用されません。法令変更により業務内容が著しく変更される場合の取扱いは、第84条の定めによります。
75	事業契約約款	30	8	65	2		特別措置等によるサービス購入費の減額	事業者の負担が増加するような特別措置が生じた場合は、増額を認めていただけないでしょうか。	質問No.74の回答をご覧ください。
76	事業契約約款	30	8	65	2		特別措置等によるサービス購入費の減額	「事業者の税の軽減を目的とする措置を含む」とありますが、別表8においては「法人税等収益関連税の税制度の新設・変更」は100%事業者負担とされています。整合性の観点から、税の軽減については減額対象から除かれるべきではないでしょうか。	ご質問の趣旨を踏まえて、第65条第2項から「(事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。)」を削除します。
77	事業契約約款	30	8	65	2		特別措置等によるサービス購入費の減額	本契約に規定されたもの以外のPFI事業に関する特別措置とありますが、どのような措置を想定されているのか具体的にご教示ください。	特に想定はありませんが、あらゆるケースに対応できるよう定めたものです。
78	事業契約約款	30	8	66			引渡日前の解除の効力	工事期間中の解除により、出来形を分割払いになった場合の利息の決め方はどのようになりますでしょうか。	合格部分の買い受け又は整備に要した費用の対価の支払い方法は、個別具体的な事情を勘案して市が決定しますが、かかる決定においては、キャッシュフローその他の実務的なご要請など事業者からの意見を聴取する機会を設け、現実的な方法を選択していくことを想定しています。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
79	事業契約約款	30	8	66	1	(1)	引渡日前の解除の効力	「事業者に所有権が帰属している部分」とは、建物の出来形部分ということでしょうか。ご教示願います。	その理解で結構です。
80	事業契約約款	30	8	66	1	(1)	引渡日前の解除の効力	市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをしますが、この対価はサービス購入費A-1,A-2(SPC利益を含む)から割賦金利を引いたものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.78の回答をご覧ください。
81	事業契約約款	31	8	66	1	(1)	引渡日前の解除の効力	違約金支払い請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺」とありますが、相殺については協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	相殺については市が決定しますが、かかる決定においては、事業者からの意見を聴取する機会を設け、現実的な方法を選択していくことを想定しています。
82	事業契約約款	31	8	66	1	(4)	引渡日前の解除の効力	「本施設を最小限度破壊して検査する」とありますが、その破壊費用の負担は市と事業者のどちらでしょうか。	破壊費用の負担については、第66条第1項第(1)号の場合、事業者の負担とし、同条同項第(2)号及び第(3)号の場合、市の負担とします。
83	事業契約約款	32	8	67	3		引渡日後の解除の効力	速やかに、市又は市の指定する者に引継ぐとありますが、市の指定する者が見つからない場合には、手続き終了後、直ちに市へ引継ぐことができるの理解でよろしいでしょうか。また、当該引継ぎにかかる期間においてもサービス購入費の対象の期間であるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、その理解で結構です。後段については、その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。
84	事業契約約款	32	8	67	4	(1)	引渡日後の解除の効力	「当該対価と損害額を相殺」とありますが、相殺については協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	相殺については市が決定しますが、かかる決定においては、事業者からの意見を聴取する機会を設け、現実的な方法を選択していくことを想定しています。
85	事業契約約款	33	8	67	4	(4)	引渡日後の解除の効力	「実働ベース」の定義をご教示願います。	「実働ベース」とは、本契約の解除日が属する支払い対象期間において、当初予定していた維持管理業務等の業務実施時間に対する実際の稼働時間の割合を指します。
86	事業契約約款	33	8	68	1	(1)	損害賠償	「・・・サービス購入費A-1及びA-2(・・・略・・・)の合計額から割賦金利相当額を控除した金額の100分の10に相当する額」とありますが、当該金額には消費税及び地方消費税を含まれないと理解してよろしいでしょうか。	当該金額には消費税及び地方消費税を含みます。
87	事業契約約款	33	8	68	1	(2)	損害賠償	「解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理等業務の遂行に係る対価総額(サービス購入費のうち別紙6(サービス購入費の金額と支払いスケジュール)にいうサービス購入費B-2を除く。)の100分の10に相当する額」とありますが、当該金額には消費税及び地方消費税を含まれないと理解してよろしいでしょうか。	当該金額には消費税及び地方消費税を含みます。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	内容	回答
			章	条	項	号				
88	事業契約約款	33	8	68	2		損害賠償	「市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる」とありますが、第24条第1項の契約保証金、2項(2)に定められた工事履行保証契約に基づく保証金、及び同条3項に定められた担保も、違約金及び損害賠償に充当されると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
89	事業契約約款	33	8	68	4		損害賠償	事業者が被った損害には、金融費用(ブレイクファンディングコスト等)や事業者の運営費等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。	
90	事業契約約款	33	8	68	4		損害賠償	事業者が被った損害額には、得べかりし利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な損害額の算定は、個別具体的な事情に応じて確定されることとなります。	
91	事業契約約款	34	9	72			公租公課の負担	消費税率の変更による追加費用負担については、市の負担という理解でよろしいでしょうか。	市が事業者を支払うサービス購入費に含まれる消費税については、その理解で結構です。	
92	事業契約約款	34	9	73	1		関係者協議会	関係者協議会において想定されている協議内容をご教示ください。また、設置要綱の案があればお示しください。	市が事業者を支払うサービス購入費に含まれる消費税については、その理解で結構です。	
93	事業契約約款	35	9	78	1		著作権の侵害防止	「本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。」とあります。但し、P5第1章1項(46)で「本施設」の用語の定義は、「豊橋市芸術文化施設及びその他の入札書類において整備対象とされた施設及び附帯設備又は実際に本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。」とあり、著作権の侵害防止の範囲を限定して頂きたく、ご教示ください。	原案どおりとします。事業者による施設整備の対象は「本施設」ですので、著作権の侵害防止についても「本施設」について保証する必要があります。	
94	事業契約約款	35	9	78	1		著作権の侵害防止	「本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。」とありますが、合理的に知り得る範囲での対応との理解で宜しいでしょうか。	事業者の認識の有無にかかわらず、およそ第三者の有する著作権を侵害するものでないことの保証が必要です。	
95	事業契約約款	35	9	78	2		著作権の侵害防止	「その作成する成果物」とは、第77条1項(2)に記載のある「設計図書、その他事業者が本件に基づきその債務として作成した成果物で事業者が著作権その他の権利を有するもの」との理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。	
96	事業契約約款	35	9	76	1		秘密保持	「法令又は公的機関若しくは公的手続により開示を必要とされたもの」を追記ください。	ご質問の趣旨を踏まえて、第76条の第7行目「・・・を課せられることなしに取得したもの」の後に、「、法令上の手続により公的機関により開示を必要とされたもの」を追記します。	
97	事業契約約款	35	9	76			守秘義務	守秘規定をより明確にするため、基本協定書第11条程度にしていただけることは可能でしょうか。	原案どおりとします。	
98	事業契約約款	35	9	77			著作権等	設計図書等、事業者のノウハウが詰まっているため、開示には事業者に相談していただけますでしょうか。	設計図書等の開示にあたっては、事業者に相談します。	

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
99	事業契約約款	35	9	77	2	(1)	著作権等	事業者が、本施設の内容を公表することに関して、貴市は合理的な理由なくして承諾を拒絶することはないとの理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構ですが、合理的な理由に基づき承諾するものとします。
100	事業契約約款	36	9	83			遅延利息	市が事業者へのサービス対価の支払いを遅滞した場合についても遅延利息の請求となりますので、第2項として市の遅延利息についても追加起案を検討して頂きたくお願い致します。	市が支払う遅延損害金は、第63条第2項に定めています。
101	事業契約約款	36	9	84			要求水準書の変更	貴市の意見徴収のみで要求水準書を変更するのではなく、事業者との協議の上要求水準書を変更していただけますでしょうか。	市は、要求水準書の変更内容について、事業者の意見を尊重し、必要に応じて意見を反映することとします。
102	事業契約約款	37	9	84	1	(2)	要求水準書の変更	災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要などときとありますが、内容によっては事業者が行うことが困難な業務も想定されます。必ずしも新たな業務を事業者が受託する義務は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。要求水準書の変更にあたっては、事業者の意見を聴取し、事業者による実施が困難な業務については業務範囲に含めない等、配慮する予定です。
103	事業契約約款	37	9	84	2	(5)	要求水準書の変更	要求水準の変更に伴い、事業者に発生する業務費用の増加や、変更に伴い発生する合理的な費用等は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。なお、要求水準の変更に伴い、業務費用が減少することも想定され、その場合はサービス購入費を減額変更することも考えられます。
104	事業契約約款	37	9	84			要求水準書の変更	市は設計変更及び第64条の場合を除き、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続きに従って、要求水準書の内容を変更することができるとありますが、事業者が生じた合理的な増加費用等は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.103の回答をご覧ください。
105	別紙1	38					事業日程	市は、供用開始予定日を変更することができるとありますが、変更に伴って、事業者に生じる増加費用は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、供用開始予定日を早めることはないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、その理解で結構ですが、合理的な範囲のものに限られます。なお、供用開始予定日の変更に伴い、業務費用が減少することも想定され、その場合はサービス購入費を減額変更することも考えられます。後段については、その理解で結構です。
106	別紙4	41	(2)				本施設の引渡日以降	保険金が支払われた場合とありますが、入札説明書p17別紙「維持管理期間において市が付保する予定の保険(参考)」を含むとの理解でよろしいでしょうか。	市が付保する保険により支払われる保険金は含みません。
107	別紙6	44	2	(1)	ア		一括支払施設整備費	サービス購入費A-1は、要求水準書(案)p19力の国庫補助金「暮らし・にぎわい再生事業補助金」制度による一時払い金のこととの理解でよろしいでしょうか。また、同補助金額によらず、設計、建設業務に係る費用の100分の30に相当する金額が一括払いされ、当該比率は変更しないとの理解でよろしいでしょうか。当該比率の変更に伴う金融費用などの合理的な増加費用は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
108	別紙6	44	2				サービス購入費は、A - 1、A - 2、B - 1、B - 2は、それぞれ別々に請求し、別々に支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。	
109	別紙6	46	2	(2)	オ		「適用する基準金利」として「午前10時のテレレート17143頁に・・・」とありますが、「基準金利の改定時期」として記載されている「平成25年4月30日の2営業日前」の「午前10時」と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
110	別紙6	46	2	(2)	オ		「事業期間中に1回改定する」とありますが、「平成25年4月30日の2営業日前」の金利が15年間固定されると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
111	別紙6	47	2	(4)	ウ		サービス購入費B - 2は、事業者が提案した額が年度ごとに支払われるとのことですが、モニタリングによる減額を受けない場合において、修繕実施内容に関わらず提案どおりの額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費B - 2は、事業者提案に基づき実施される修繕業務に対して支払うものであり、事業者が提案した修繕計画どおりに修繕業務を行うことが基本です。しかし、事業者が提案していた修繕計画とは異なるタイミングで修繕業務を実施した方が合理的である場合も想定されます。このような場合、前年度の第2四半期までに市と事業者とで協議し、修繕業務の実施時期及びサービス購入費の支払時期を変更することも可能です。	
112	別紙6	49	4	(1)			サービス購入費A - 1及びA - 2の改定	「変動前工事代金額及び変動後工事代金額は、(中略)物価指数等に基づき」とありますが、採用する指数について具体的には何を想定されますか。	物価指数等は、市及び事業者との協議により決定する予定です。
113	別紙6	49	4	(1)			物価変動によるサービス購入費の改定	変動後工事代金額は物価指数等に基づき、市及び事業者が協議して定めるとありますが、想定されている指標等をご教示ください。	質問No.112の回答をご覧ください。
114	別紙6	49	4	(1)			物価変動によるサービス購入費の改定	特別な要因とは、どのような状況を想定されているかご教示ください。	昨年度発生した鋼材類や燃料油の高騰が典型的な例として想定されます。
115	別紙6	49	4	(1)			物価変動によるサービス購入費の改定	豊橋市工事請負契約約款をお示しください。	豊橋市HPの豊橋市例規類集から閲覧できます。「例規類集データベース」「例規類集検索へ」「目次検索」第6類財務 第2章契約・財産「契約規則施行要綱」の「様式第1その1」を参照してください。
116	別紙6	50	4	(2)			サービス購入費B-1及びB-2の改定	初年度の指標はいつの年度の指標と比較するのでしょうか。	初回の改定が行われるまでは平成22年2月時点の指標と比較します。
117	別紙6	50	4	(2)			サービス購入費B-1及びB-2の改定	一度改定があり、それ以降改定が無い場合は、改定後のサービス購入費を支払い続けるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
118	別紙7	53	2	(2)	ウ		利用者満足度調査	「事業者提案の内容に基づき」とありますが、事業者提案とは、事業者が提案するモニタリングの方法のことなのでしょうか、事業者が提案する維持管理業務内容のことでしょうか。ご教示願います。	「事業者提案の内容」とは、事業者が提案するモニタリング方法を指します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
事業契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	内容	回答
			章	条	項	号				
119	別紙7	55	4	(1)				修繕費の減額について	<p>日常業務の維持管理費（B-1）と都度発生する修繕費（B-2）を同一視した減額金額の基準とすることをご再考いただけないでしょうか？</p> <p>日常的な業務に対するモニタリングにおける要求水準未達の場合、維持管理費減額は当然です。</p> <p>しかしながら、その対象を長期的視点に立ち、必要な都度行なわれる修繕費まで減額してしまう原案ですと、理論上モニタリング対象でない期間の影響を受け、平準化されている修繕費まで減額をされてしまいます。</p> <p>施設機能を保全する目的で支払われるべき修繕費が損なわれることは得策でないと考えます。</p> <p>モニタリングは（B-1）と（B-2）別々にし、減額の場合も別々にご再考いただけないでしょうか？</p>	原案どおりとします。
120	別紙7	55	4	(2)				本施設の利用可能性が確保されていない場合の措置(ケース1)	<p>ケース1の減額措置の対象となる事象として、「芸術文化交流施設の貸館業務が当初の予定日に実施不可能となった場合。」「芸術文化交流施設で開催する芸術文化事業が当初の予定日に実施不可能となった場合。」「その他」の3項目が示されていますが、「その他」として想定している事象についてご明示ください。</p>	具体的に想定している事象はありませんが、あらゆるケースに対応するため定めたものです。
121	別紙8	58	2					法令変更による費用の負担割合	<p>将来的に炭素税や環境対策税等、環境に関する新たな税制度が導入された場合、市の負担（100%）と考えてよろしいでしょうか。</p>	当該税制度が、事業者の収益に課税される税制度ではない場合、その理解で結構です。
122	別紙8	58							<p>消費税についての税制変更は貴市が100%の割合負担と考えてよろしいでしょうか。</p>	質問No.91の回答をご覧ください。
123	別紙8	58							<p>法制度に関するものについても第72条の規定のように協議していただけるものと理解でよろしいでしょうか。</p>	その理解で結構です。